

じん肺関係法令の日韓比較 2

産業災害補償保険法施行規則（抄） 14

じん肺の予防及びじん肺勤労者の保護等に関する法律 17

同法施行令 / 同法施行規則 17

産業保健基準に関する規則（抄） 51

産業安全保健法施行規則（抄） 56

韓国 の じん肺 関係 法令

安全センター情報（毎月1回15日発行）号外 1997年5月1日発行 1979年12月28日第三種郵便物認可 頒価 2,000円 禁無断転載
〒108 東京都港区三田3-1-3MKビル3階 全国労働安全衛生センター連絡会議 TEL（03）5232-0182 FAX（03）5232-0183
JOSHRC: Japan Occupational Safety and Health Resource Center M. K. Bldg. 3F, 3-1-3 Mita, Minato-ku, Tokyo, Japan
E-mail: joshrc@jca.ax.apc.org or KG101311@niftyserve.or.jp HOMEPAGE: <http://www.jca.ax.apc.org/joshrc/>

じん肺関係法令の 日韓比較

韓国のじん肺関係法令

韓国におけるじん肺関係法令の制定経過をみると、1963年に、日本の労働基準法に当たる「勤労基準法」および「産業災害補償保険法」（以下「産災保険法」という。日本でいうと労働者災害補償保険法＝以下「労災保険法」という）が制定され、1995年の法改正によって、産業災害補償保険が政府の管掌から「勤労福祉公団」に移管されている。

また、1981年に「産業安全保健法」（日本でいうと労働安全衛生法）が制定され、その後1984年に「じん肺の予防及びじん肺勤労者の保護等に関する法律」（以下「じん肺保護法」という。日本でいうとじん肺法というところであるが、後述のように適用範囲は鉱業労働者に限定されている）が制定されている。

各々の法律に基づき施行令（大統領令（日本では政令）施行規則（労働部令（日本では労働省令））なども制定されていることは日本と同様である。

産災保険法施行規則の「第3章 保険給付」のなかの第5編が、「じん肺症」に当てられている。

産業安全保健法関係の労働部令として、「産業安全保健法施行規則」のほかに、「産業保健基準に

関する規則」（以下「産業保健基準」という）が制定されており、後者は、日本での労働安全衛生規則の一部および粉じん障害防止規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質等障害予防規則（以下「特化則」という）、酸素欠乏症等防止規則、高気圧作業安全衛生規則を網羅したような内容になっている（日本では上記のほかに電離放射線障害防止規則、事務所衛生基準規則が独立して制定されている）。産業保健基準の「第2編 粉じんによる健康障害予防」が、日本の粉じん障害防止規則に当たると言ってもよい（作業環境測定に関しては、「第1編 通則」で規定）。

韓国におけるじん肺に関する法の適用関係を整理すると、大雑把に言って、「補償」に関しては、産災保険法で一元的に対応しているが、「健康管理と予防」に関しては、鉱業勤労者はじん肺保護法、製造業等他の勤労者は産業安全保健法と二分化されていることがまず大きな特徴である。

じん肺・合併症の補償

韓国では肺気腫 肺性心も合併症

日本では、労働基準法施行規則で「粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又はじん肺法に規定する合併症」を業務上の疾病として規定し、じん肺法施行規則で、合併症として、肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症、続発性気胸、の5つの疾病を規定している。

韓国では、労働基準法施行令で「粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症及びこれによる肺結核」が業務上の疾病として規定されているが、後述の「療養基準」により、じん肺保護法施行規則第2条で規定されている次の7つの合併症も補償の対象とされている。

すなわち、肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症、続発性気胸、肺気腫、肺性心が「合併症」として定められている。日本では認められていない肺気腫と肺性心については、じん肺勤労者等の強い要求により1989年に新設されたものである。

「じん肺」の定義は、日本のじん肺法、韓国のじん肺保護法で各々定義されているが、全く同じ内容で、「粉じんを吸入することによって肺に生じた線維増殖性変化を主症状とする疾病」と規定されている。

じん肺症に合併した肺がん

じん肺症患者に合併した肺がんについては、日韓両国とも、業務上の疾病としては規定されていない。

日本では、1978年の行政通達(昭53.11.2基発第608号)により「じん肺管理区分が管理4(相当)で現に療養中の者に発生した原発性肺がん」についてだけは、業務上の疾病として補償の対象になっている。しかし、「職業病リスト」には掲載せず、「その他業務に起因することの明らかな疾病」という区分で取り扱われている。

韓国でも、じん肺勤労者や労働組合が、じん肺勤労者に合併した肺がんを補償の対象とするよう要求している。韓国のじん肺審査医からは、実

態として、肺がんを合併していても死亡診断書の死亡原因欄に「じん肺症」と記載されていれば補償されていること、また、不服審査で判断を求められ、じん肺症が原因で死亡した可能性の方が大きいと「主観的に」判断すれば補償の対象としていることが紹介されている。

労災認定のプロセス

補償の対象となるかどうかの認定(判定)のプロセスは、韓国では次のようになっている。

じん肺症により療養を受けようとする勤労者は、事業主の証明による粉じん作業歴確認書、医療機関の所見(診断)書、エックス線写真を添付して、療養申請書を勤労福祉公団(以下「公団」という)に提出する(産災保健法第47条)。公団では、「遅滞なく、所見(診断)書とエックス線写真を添付して、指定の「じん肺精密診断医療機関」に診断を依頼する(同前第48条)。

じん肺精密診断医療機関は、「特別な理由のない限り7日以内」に、精密診断の対象となるかどうかを公団に知らせる。その際、精密診断が必要な場合には診断予定日を、不必要な場合はその理由を明示する(同前第49条)。報告を受けた公団は、その結果を申請人に決定・通知する(同前第50条)。

精密診断が必要な場合には、「診断終了日から5日以内」に、精密診断医療機関は、じん肺診断所見書、災害補償に関する意見書、エックス線写真を添付してその結果を公団に報告する(同前第51条)。公団は、「遅滞なく、公団に設置された「じん肺審査協議会」の審査を経て、じん肺症罹患の有無(可否)とこれに伴う療養の必要性の有無、障害の程度を「判定」する(同前第52条)。

なお、後述のじん肺保護法により「健康診断結果に基づくじん肺管理区分の判定または再審査請求に対する決定を通知された者は、上記の「判定」を受けたものとみなされ、保険給付を請求できる(この場合は、同法に基づく「じん肺審査医」の諮問を受けることになる)(同前第53条)。

日本と比べれば、条文上かなり「行政手続」が明確化されているようである。日本では、1994年10

月に、行政運営における公正の確保と透明性の向上」を目的とした行政手続法が施行されるまでは、ほとんど考慮されてこなかったと言ってよい。行政手続法のもとで、労働省は、じん肺管理区分決定 2 か月、疾病に係る労災保険給付 6 か月という「標準処理期間」を定めたが、あまり周知徹底されていない(1995年10月号参照)。

病型 心肺機能障害判定基準

休業給付、療養給付、障害給付、遺族給付、傷病年金といった補償の基本的枠組みに関しては、日韓双方ともほとんど同じ内容である(日本では「給付」、韓国では「給与」という)。休業給与は、韓国では平均賃金の70%、日本では休業補償給付として60%と休業特別支給金20%を合わせて80%、どちらも休業4日目から支給される。なお、後述のように、じん肺肺保護法の対象となる炭鉱勤労者に対しては、別途、「慰労金」が支給される制度がある(8頁参照)。

韓国の産災保険法施行規則第57条に基づいて、じん肺および合併症に関する「療養基準」、「廃疾等級基準」(日本での傷病等級)、障害等級基準」が各々定められている(同法施行規則別表5、以下の1~4で全文紹介)。

まず、療養、廃疾等級、障害等級判定基準の要素となる「病型 換気機能及び心肺機能障害の判定基準」が次のように定められている。

1. 病型 換気機能及び心肺機能障害の判定基準
韓国]

ア) 病型判定基準

じん肺症罹患の有無と進行度はエックス線写真を判読して決定され、第52条第1項の規定によるじん肺審査協議会の審議、または、じん肺勤労者保護法第6条の規定によるじん肺審査医の諮問を経て判定する。

エックス線写真判読は国際労働機構(ILO、u/c)のじん肺症エックス線写真精密分類法により、じん肺症の病型を次のように分類する。

病型 エックス線写真の像

- 疑症 0/1 小円形または小さく不規則な陰影の密度が1型の下限より低い場合で、特にじん肺症の罹患が疑われる場合
- 第1型 1/0、1/1、1/2 小円形または小さく不規則な陰影が少数あるもの
- 第2型 2/1、2/2、2/3 小円形または小さく不規則な陰影が多数あるもの
- 第3型 3/2、3/3、3/+ 小円形または小さく不規則な陰影が極めて多数あるもの
- 第4型 A、B、C 大陰影があると認められるもの

イ) 換気機能の判定基準

%肺活量を80%以上と未満を基準とし、各々正常と軽微異常の** (注:不明)で区分する。

ウ) 心肺機能の障害判定基準

高度障害
換気機能が55%以上制限され、安静時に対話や服を着る程度でも呼吸困難があり、心肺機能の障害程度が70%以上の者

中等度障害
換気機能が45%以上制限され、50m以上歩くと呼吸困難があり、心肺機能の障害程度が50%以上の者

軽度障害
換気機能が30%以上制限され、平地で1km以上を健康な人のように歩けない状態の呼吸困難があり、心肺機能の障害程度が40%以上の者

軽微障害
換気機能が20%以上制限され、健康な人と同じ程度は歩けるが、丘や階段の場合には、年齢が同じ健康な人のように登れない程度の呼吸困難があり、心肺機能の障害程度が20%以上の者」

日本にはない「じん肺疑症」

「エックス線写真の像」については、韓国では読影にILO U/C分類を用い、日本では独自の「じん肺標準エックス線フィルム」を用いている違い

はあるが、いずれも12段階尺度をベースにして「(病)型」を第1型～第4型の4段階に区分することおよび、第1型～第4型各々の定義は全く同じと考えてよい(「小円形または小さく不規則な陰影」と翻訳したのは、日本の「粒状影または不整形陰影」と同じものと考えられる)。

一番の違いは、日本では「じん肺所見なし」とされる0/1の者でも、韓国では「疑症」という区分に該当する場合があるということである。後述の「療養基準」で、「じん肺疑症(0/1)で肺結核を合併」した場合も療養の対象となるのであるから、この違いは大きい。

「心肺機能」の障害判定基準については、韓国では「換気機能」(%肺活量)および「心肺機能」(1秒率を用いているとのこと)の障害程度と「呼吸困難度」を組み合わせて判定しているようだが、日本では、「中等度障害(F2)」「換気指数40以上60未満、軽度障害(F1)」、60以上80未満、軽微障害(F0)」、80以上、の3段階に区分している(障害等級認定基準。じん肺管理区分の認定に係る「(著しい)肺機能障害」は、また別の判定基準による後述)。%肺活量が80%以上だと「正常」とされてしまうことを含めて、韓国の方が厳しくなっている(ただし、障害認定基準自体は後述のように韓国の方が全般的に緩い)。

日本では、「呼吸困難度」については、ヒュー・ジョンズの分類に準じているが、これが問題となるのは、じん肺による障害に係る等級認定の時期(および、じん肺管理区分決定の際の「肺機能障害」の判定)に関してである。

すなわち、じん肺に活動性結核を伴わない者については、1年を通じて、各季節ごとの心肺機能検査で「中等度障害」以下かつ「呼吸困難度が常に度以下」である状態が続き、かつ、引き続き6か月を通じて経過観察を行っても、なお、その症状に変化が認められないときに、障害等級の認定を行うものとされる(障害等級認定基準)。「呼吸困難度」とは、「同年齢の健康者と同様に歩くことには支障がないが、坂や階段は同様に昇れない程度のもの」、「経過観察」とは「機能を高めるような薬剤の投与を中止して医師の観察下にある

状態をいう」とされる。

なお、活動性結核を伴う場合には、十分な療養の結果、さらに療養を続ける必要がなくなったと判断され、引き続き1年以上経過観察しても結核再発の徴候が認められないとき、とされる。

韓国には、法文上、このようなじん肺による障害に係る等級認定の時期に関する規定は定められていないようである。

療養基準 療養担当医療機関

2. 療養基準 (韓国)

- ア) じん肺症の合併症または続発症(肺結核、結核性胸膜炎、続発性気胸、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症、肺気腫、心肺機能軽度障害異常)肺性心)があり、医学的に療養が必要と認められる者
- イ) じん肺症と診断された者で、高度の心肺機能障害があり医学的に療養が必要と認められる者
- ウ) じん肺症の病型が第4型で、大陰影の大きさが一側の肺野の2分の1を超え、併発症感染の予防、その他の措置が必要と認められる者
- エ) じん肺疑症(0/1)の者で、肺結核が発病し、療養が必要と認められる者

日本では、じん肺管理区分の管理4に該当するじん肺症、じん肺管理区分2または3と決定された者に係る合併症(肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症、続発性気胸)、また、じん肺管理4と決定または管理4相当と認められ、現に療養中の者に発生した原発性肺がん、により「療養を必要とする場合」に療養補償給付の対象となる。については、じん肺法第23条で「療養を要するものとする」と明記されているが、は前述のとおり行政通達に基づく取り扱いです(昭53.11.2基発第608号)。

日本のじん肺管理区分はじん肺法第4条に基づくもので、韓国でもじん肺保護法で同様のじん肺管理区分が定められているが(後述)、これは鉱業勤労者だけを対象としたものであり、韓国では、

産災保険法上の「療養基準」を「じん肺管理区分」とリンクさせていない。前述のとおり「病型（エックス線写真の像）」と「合併症」、「心肺機能障害」を判定の基準としていることが特徴である。

日本でのじん肺管理区分の管理4は、エックス線写真の像が第4型（大陰影の大きさが1個の肺野の3分の1を超えるものに限る）または、エックス線写真の像が第1型、第2型、第3型または第4型（大陰影の大きさが1個の肺野の3分の1以下のものに限る）でじん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの、とされている（これは韓国のじん肺管理区分の第4種と同じ内容）。著しい肺機能障害（F++）の判定は、日本では、%肺活量（%VC）、1秒率（FEV1.0%）、最大呼出速度（V25）、呼吸困難度、動脈血ガス測定検査（2次検査）結果等によって行われるが（じん肺診査ハンドブック）、%肺活量が60%未満の場合は「著しい肺機能障害あり」と判定される。したがって、韓国の「療養基準」のイ（高度の心肺機能障害）は%肺活量45%以下...）およびウの場合は、いずれも管理区分4と判定されることになると思われる。

日韓の相違点を整理すると、肺気腫、肺性心も合併症として認めていること、疑症（0/1）であっても肺結核が合併した場合には療養が認められること、では韓国の方が日本よりも進んでいる。逆に、管理区分4のじん肺症に関しては、限定つきであるが肺がんを補償対象としていること、また、上記療養基準のイ、ウに該当しない場合でも療養が認められる点では日本の方がよい。

また、韓国で、じん肺勤労者や労働組合がその改正を要求している大きな問題点は、じん肺勤労者の療養を担当する医療機関が、公団の指定する病院または総合病院に限定されていることである。日本では、労災指定医療機関であれば診療所等も含めて広くじん肺勤労者が自らの療養担当医療機関を選択でき、韓国ではこれがじん肺症の掘り起こしを阻害している最大のネックになっているとも考えられる。

傷病（廃疾）等級基準

3. 廃疾等級基準 韓国]

廃疾の状態	等級
自力で食事・用便など日常生活の処理動作が不可能な者	第1級
日常生活の範囲が主に病床に限定され、食事・用便および病棟内での100m以内の歩行など短時間病床を離れることが可能な者	第2級
食事・用便など日常生活の処理動作は可能だが、常時労務に従事できない者	第3級

日本の「傷病等級認定基準」では、じん肺特有の基準は示していないが、「胸腹部臓器障害」について、次のような基準を示している（昭52.3.30基発第192号）。

第1級 重度の胸腹部臓器の障害のために、生命維持に必要な身のまわり処理の動作について、常に介護を要するもの。

胸腹部臓器の障害により日常生活の範囲が病床に限定されている状態のものがこれに該当する。

第2級 高度の胸腹部臓器の障害のために、生命維持に必要な身のまわり処理の動作について、随時介護を要するもの。

胸腹部臓器の障害により日常生活の範囲が主として病床にあるが、食事、用便、自宅又は病棟内の歩行など短時間の離床が可能であるか又は差し支えない程度の状態のものがこれに該当する。

第3級 著しい胸腹部臓器の障害のために、生命維持に必要な身のまわり処理の動作は可能であるが、常に労務に服することができないもの。

胸腹部臓器の障害により通院、自宅周囲若しくは病院構内の歩行が可能か又は差し支えないが、常に労務に服することができない状態のものが、これに該当する。」

障害等級基準

4. 障害等級基準 韓国]

韓国]心肺機能 (%肺活量) (1秒率)	高度 (F3) 45 % 30 %	中等度 (F2) 55 % 50 %		軽度 (F1) 70 % 60 %	軽微 (F1/2) 80 % 80 %	
日本]心肺機能 (換気指数)			中等度 (F2) < 60 %		軽度 (F1) < 80 %	軽微 (F0) 80
エックス線の像型						
第4型	第1級	第3級		第5級	第9級	
			第7級		第9級	第11級
第3型	第1級	第3級		第7級	第9級	
			第9級		第11級	
第2型	第1級	第3級		第7級	第11級	
			第11級		第11級	
第1型	第1級	第3級		第7級	第11級	

身体障害等級 区分

心肺機能障害度およびエックス線所見

第1級 高度障害 (F3)

換気機能が55%以上制限され、心肺機能の障害程度が70%以上の者

第3級 中等度障害 (F2)

換気機能が45%以上制限され、心肺機能の障害程度が50%以上の者

第5級 軽度障害 (F1)

換気機能が30%以上制限され、心肺機能の障害程度が40%以上の者のうち、じん肺症の病型が第4型と判定される者

第7級 軽度障害 (F1)

換気機能が30%以上制限され、心肺機能の障害程度が40%以上の者のうち、じん肺症の病型が第1・2・3型と判定される者

第9級 軽微障害 (F1/2)

換気機能が20%以上制限され、心肺機能の障害程度が20%以上の者のうち、じん肺症の病型が第3・4型と判定される者

第11級 軽微障害 (F1/2)

換気機能が20%以上制限され、心肺機能の障害程度が20%以上の者のうち、じん肺症の病型が第1・2型と判定される者、または心肺機能障害がない者 (F0) でじん肺症の病型が第2型以上と判定される者」

日本でのじん肺による障害等級の認定基準は以下のとおりである (障害等級認定の時期は前述のとおり)。

- a 「心肺機能に中等度の障害があり エックス線写真の像型が第4型 (大陰影の大きさが1側の肺野の2分の1以下のものに限る。以下同じ)」は、第7級の5に該当する。
- b 「心肺機能に軽度の障害があり エックス線写真の像型が第3型のもの」は、第9級の7の3に該当する。
- c 「心肺機能に中等度の障害があり エックス線写真の像型が第3型のもの」は、第9級の7の3に該当する。
- d 「心肺機能に軽微な障害があり エックス線写真の像型が第4型のもの」は、第11級の9に該当する。
- e 「心肺機能に軽度の障害があり エックス線写真の像型が第3型のもの」は、第11級の9に該当する。
- f 「心肺機能に中等度又は軽度の障害があり エックス線写真の像型が第2型のもの」は、第11級の9に該当する。」

前述のとおり 障害の程度の判定にあたって、韓国では「換気機能」と「心肺機能」の障害を組み合わせているのに対して、日本では「換気指数」だけで区分していること および、区分と数値が異

なっている。

これを図示すると、上掲のようになる(上段が韓国、ゴシック体で表記、下段が日本)。換気指数が80以上(日本では「軽微障害」、韓国では「正常」)であってもエックス線写真の像が第4型の場合は障害等級の対象になる(第11級)点だけは日本の方がよいが、他は、第1型の場合は日本では対象にならないが、韓国では「軽微障害」(日本でいうと「軽度障害」)以上の障害があれば対象となることを含め、韓国の方がじん肺勤労者に有利な内容になっている。

以上は、条文上の比較であるが、実際に、じん肺勤労者が療養、傷病(廃疾)障害のいずれの補償を受けているかについてはデータが入手できないため比較できない。感触としては、日本の方が、傷病補償年金受給者あるいは合併症等で長期療養を続けている者の割合が多いのではないかと思われる。

障害慰労金 遺族慰労金

韓国のじん肺保護法では、同法が適用される鉱業のじん肺勤労者に対しては、産災保険法による補償以外に、後述(13頁参照)の「じん肺基金」から、障害慰労金および遺族慰労金を支給する制度を設けている(同法第4章、第37～39条)。

「障害慰労金」は、じん肺により産災保険法による障害給与の対象となった勤労者が退職したり退職した勤労者がじん肺により産災保険法による障害給与の対象となる場合に支給する。障害慰労金は、産災保険法によるじん肺による障害補償一時金の100分の60に相当する金額とされる。

「遺族慰労金」は、勤労者がじん肺により死亡し、その遺族が産災保険法による遺族給与の対象となった場合に支給する。遺族慰労金は、産災保険法による遺族補償一時金の100分の60に相当する金額とする。

ただし、いずれの場合も、勤労者または遺族が、民法その他法令による損害賠償請求に代え慰労金の支給を請求する場合に限って支給するものとされている。

健康管理 予防等

じん肺保護法は鉱業だけに適用

じん肺症などの粉じんによる健康障害の予防および健康管理等に関しては、日本では主にじん肺法と粉じん障害防止規則で規定している。一方、韓国では、じん肺保護法が鉱業労働者だけを対象としているため、一部二元化されていることは前述のとおりで、主にじん肺保護法、産業保健基準、産業安全保健法施行規則で規定されている。

「粉じん作業」については、韓国の産業保健基準・**Ⅱ**1で22作業、日本のじん肺法施行規則別表で25作業が規定されているが、ほぼ同様の内容(韓国の方にない13作業は、染土の付着した藎(い)草、長大ずい道、石綿関係である。石綿は日韓とも「特定化学物質」として取り扱われており、日本の粉じん障害防止規則別表1は石綿関係を除く24作業を「粉じん作業」として規定)している。また、「粉じん作業」のうちの一定の作業を「特定粉じん作業」として規定していることも同じである(日韓ともほとんど同じ内容の15作業。韓国の産業保健基準別表第2、日本の粉じん別則表第2)。

韓国のじん肺保護法の適用範囲は、石炭鉱業、鉄鉱業、タングステン鉱業、金銀鉱業、鉛・亜鉛鉱業、ケイ石を採掘する鉱業、黒鉛鉱業、滑石鉱業の8種類の鉱業およびじん肺により産災保険法による遺族給与または障害給与を受給して退職した者のいる鉱業で、常時5人以上の勤労者を使用する事業とされている(同法施行令第3条、別表)。

これらの事業で、土石・岩石または鉱物を、採掘する作業、切断・加工する作業、砕いたり選り分ける作業、車に積み降ろす作業、坑内から運び出す作業、その他鉱物性の粉じんが飛散する場所で、土石・岩石または鉱物の採掘・搬出・加工・その他これを取り扱う作業、を同法上の「粉じん作業」として規定している(同法施行規則第

3条)。

健康診断の種類

[じん肺保護法による健康診断]

韓国のじん肺保護法により同法上の粉じん作業に従事する鉱業勤労者に対して、実施が義務づけられている健康診断は次の4種類である。

採用時健康診断(じん肺保護法第9条)

粉じん作業に従事する勤労者を採用するときに、就労する前に実施。

定期健康診断(同前第10条)

粉じん作業に従事する勤労者に対して、毎年1回以上実施。

臨時健康診断(同前第11条)

合併症で1年以上療養のため休職した勤労者が、復職可能との医師の所見書を提出して復職を申請したときなどに実施。

離職者健康診断(同前第12条)

粉じん作業に1年以上従事した勤労者が、離職後に申請したときに実施。ただし、定期健康診断または臨時健康診断の結果、じん肺管理区分の判定を受けた後1年以内に離職した者に対しては、実施しなくてもよい。

いずれの健康診断も、労働部長官の指定を受けた「(じん肺)健康診断機関」が行わなければならないものとされており、被災者等は健康診断機関の選定の権利などを要求している。

なお、～ は事業主が実施しなければならないのに対して、は、当該勤労者が労働部に申請し、労働部が決定した健康診断機関において実施する(同前第14条)。

[産業安全保健法による健康診断]

一方、韓国の産業安全保健法施行規則により実施が義務づけられている健康診断は次の4種類である。前述のじん肺保護法に基づく健康診断を実施したときには、その範囲内でこれらの健康診断を実施しなくてもよいこととされている。

採用時健康診断(産業安全保健法施行規則第98条1号、第99条1項)

粉じん作業に従事するか否かにかかわらず、勤労者を新規に採用するときに、作業に配置す

る前に実施。

一般健康診断(同前第98条2号、第99条2項)

粉じん作業に従事するか否かにかかわらず、常時使用する勤労者に対して、1年に1回以上(事務職は2年に1回以上)実施。

特殊健康診断(同前第98条3号、第99条3、4項)

一定の有害業務に従事する勤労者を対象にしたもので、産業安全保健法上の粉じん作業または特定粉じん作業に従事する勤労者に対しては、採用時、当該業務配置時および1年に1回以上定期的実施。

臨時健康診断(同前第98条4号)

粉じん等の有害因子による疾病症状がある勤労者または当該因子に曝露したり取り扱いと関連する疾病にかかった勤労者が多数発生した場合に、その勤労者及び当該因子に曝露したり取り扱う別の勤労者に対して、中毒の有無、疾病の罹患の有無または疾病の原因等を発見するために、管轄地方労働官署長の指示等により実施。

これらの健康診断も、労働部長官の指定を受けた「一般健康診断機関」または「特殊健康診断機関」が行わなければならないとされている(同前第102号)。

日本でも、労働安全衛生法施行規則で、粉じん作業に従事するか否かにかかわらず、「雇入れ時の健康診断」、「定期健康診断」(1年以内ごと一回)等の実施が義務づけられていることは韓国と同様である(労働安全衛生法第66条1項、同法施行規則第43、44条)。

一方、日本のじん肺法では、「就業時健康診断」、「定期健康診断」、「定期外健康診断」、「離職時健康診断」の4種類のじん肺健康診断が定められており、これらを実施したときには、その限度において労働安全衛生法に基づく健康診断を行わなくてもよいこととされている(じん肺法第2章第1節)。

しかし、日本のじん肺法に基づくじん肺健康診断は、いずれも対象を「常時粉じん作業に従事する者」に限定していることが韓国と大きく異なっている。

定期外健康診断』は、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等においてじん肺の所見(または疑い)ありと診断されたとき、合併症により1年を超えて療養した労働者が、医師により療養を要しなくなったと診断されたときに実施する(じん肺法第9条、同法施行規則第11条)。

離職時健康診断』は、1年を超えて常時^{A A}粉じん作業に従事した(ことのある)労働者が、離職の際に求めたときに事業主が実施しなければならない(じん肺法第9条の2、同法施行規則第12条)。韓国のじん肺保護法の「離職者健康診断」の、「1年以上」、粉じん作業に従事(常時^{A A}はなし)」、離職後^{A A}、労働部が実施^{A A}、という要件とは微妙に異なる。後述の健康管理手帳のことも含めて、離職後の対策は韓国の方が進んでいる。

ただし、日本では、各種健康診断は「医師の行うもの」であればよく、使用者が指定した医師の健康診断を受けることを希望しない場合は、自分で医師を選んで行うことも可能である(じん肺法第11条)。また、日本のじん肺法は、常時^{A A}粉じん作業に従事する労働者(であった者)は、いつでもじん肺健康診断を受けてじん肺管理区分を決定すべきことを申請できる「随時申請」を認めている(同前第15条)。韓国のじん肺保護法にはこのような規定は見当たらない。

健康診断の検査項目

韓国の産業安全保健法施行規則に基づく採用時健康診断』の内容は、過去病歴、作業経歴および自覚・他覚症状(視診・触診・聴診及び問診)、^{A A A A A A A A} 血圧・尿糖・尿蛋白および貧血検査、体重・視力および聴力、胸部エックス線間接撮影、等とされている(同法施行規則第100条1~3項)。

じん肺保護法に基づく採用時健康診断』の内容は、上記の内容に加えて、上記検査の結果「じん肺所見なし」と認められた者以外の者(じん肺所見が疑われる者)については、胸部の自覚症状および他覚所見の有無等に関する胸部臨床検査を実施することとされている(同法施行規則第10条)。

じん肺保護法に基づく定期^{A A}、臨時^{A A}、離職者^{A A}」

健康診断の内容は、前記じん肺保護法の「採用時健康診断」に、次の内容が加わる(同前第11条)。

合併症(既述の7つの疾病)に罹患している者は必ず、他はじん肺健康診断担当医が必要と認めた場合に、スパイロメトリーおよびフローボリューム曲線による検査と動脈血ガスを分析する等の方法による心肺機能検査

「じん肺所見あり」と認められる者のうち、肺結核にかかっている(疑いがある)場合には、結核精密検査

「じん肺所見あり」と認められる者のうち、肺結核以外の疾病が合併している(疑いがある)場合には、それらの診断に必要な検査

上記の検査の結果、じん肺管理区分判定のため必要と認める場合には、肺気量測定検査、換気力学検査、ガス交換機能検査、負荷による肺機能検査及び心電図検査

一方、産業安全保健法施行規則に基づく同法上の粉じん作業に係る「特殊健康診断」の内容は、以下のとおりとされている(同規則第100条4項、別表13)。

〔1次健康診断検査項目〕

1. 作業経歴調査
2. 呼吸困難・せき・痰・胸の痛みまたは血痰などの自覚症状および息の音・循環器障害などの他覚的所見に対する過去病歴および現在症状調査
3. 胸部エックス線直接撮影

〔2次健康診断検査項目〕

1. 作業条件調査
2. 胸部エックス線検査(特殊撮影検査を含む)
3. 呼吸困難・心悸亢進・せき・痰・喀痰または胸の痛みなどの自覚症状、呼吸異常の有無
4. 循環器障害(血圧など)の他覚的所見に関する現在症状調査
5. 結核・慢性気管支炎・肺炎・喘息または心臓疾患などの過去病歴および経過調査
6. 喀痰検査(結核菌検査など)
7. 肺機能検査(肺気量測定・換気力学検査・ガス交換機能検査または負荷検査など)
8. 心電図検査

9. 動脈血酸素飽和度測定検査

10. その他医師が必要と認める検査

日本のじん肺法に基づくじん肺健康診断の内容に関しては、法文上韓国と同様の規定があるほか、「じん肺診査ハンドブック」で判定方法も含めてくわしく解説しているが、ここでは細かい対比は省略する。

じん肺管理区分判定基準

韓国のじん肺保護法に基づく「定期健康診断」または「臨時健康診断」で「じん肺所見あり」とされたもの、および、離職者健康診断受診者の胸部エックス線写真と個人別健康診断結果表は労働部に送られ、労働部に設置された「じん肺審査医」(7名の諮問を受けて、「じん肺管理区分」が判定されることになる(同法第17条)。労働部長官によるじん肺管理区分判定に異議のある者は、同じく労働部長官に対して再審査を請求することができ、その場合には、じん肺審査医3人以上の諮問を受けて決定されることになる(同前第18条)。じん肺管理区分の判定基準は以下のとおりである(同前別表)。

韓国では、産業安全保健法「施行規則に基づく粉じん作業特殊健康診断」等の場合には、このような手続は設けられていない。

「じん肺管理区分判定基準」[韓国]

第1種 胸部エックス線写真の像が第1型で、じん肺による顕著な肺機能の障害がないと認められる者

第2種 胸部エックス線写真の像が第2型で、じん肺による顕著な肺機能の障害がないと認められる者

第3種 次の各号の一つに該当する者のうちじん肺による顕著な肺機能の障害がないと認められる者

1. 胸部エックス線写真の像が第3型である者
2. 胸部エックス線写真の像が第4型で、大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1未満である者

第4種

1. 胸部エックス線写真の像が第4型で、大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以上である者
2. 胸部エックス線写真の像が第1型・第2型・第3型または第4型(大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1未満である場合に限る)で、じん肺による顕著な肺機能の障害があると認められる者

ここで用いられている「胸部エックス線写真の像」の第1型～第4型の区分は、既述の産災保険法による「病型判定基準」(4頁参照)と同じで、日本のじん肺法に基づく「エックス線写真の像」の区分とまったく同じ内容である。

また、日本のじん肺法によるじん肺管理区分とは、判定基準の内容は同様であるが、日本では「じん肺の所見がないと認められる者」が管理1とされており、各々の区分は次のように対応していると考えればよい。

韓国	日本
	管理1
第1種	管理2
第2種	管理3イ
第3種	管理3ロ
第4種	管理4

ただし、韓国のじん肺保護法および施行令「施行規則」では、「じん肺による顕著な肺機能障害」の判定基準が示されていない。既述の産災保険法による「心肺機能障害判定基準」(3頁参照)に基づく「軽微障害」以上の障害がある場合に「顕著な肺機能障害」とあると認めているという情報もあるが(未確認)、そうだとすると、日本よりも基準がゆるい場合もありそうだ。

なお、日本では、じん肺所見がある場合のじん肺管理区分は、「地方じん肺診査医」の診断または審査により都道府県労働基準局長が決定(審査請求の場合は、「中央じん肺診査医」の診断または審査に基づき労働大臣が決定)する(じん肺法第13条)。一方、労災補償に関しては、日本では、既述

の韓国の「じん肺審査協議会」のようなものではなく法令に根拠を持たない地方「中央 労災医員」を置いているが、現実的には「じん肺診査医」(こちらはじん肺法に根拠規定がある)に意見を聞くことが多い。

じん肺管理区分に基づく健康管理措置

韓国では、じん肺管理区分に基づくじん肺勤労者に対する措置は、次の4種類が規定されている。

採用禁止措置(じん肺保護法第20条1項、同法施行令第12条)

以下に該当する者を、粉じん作業に従事させるために採用することは禁止されている。

1. じん肺管理区分が第3種に該当し、胸部エックス線写真の像が第4型である者で、大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1未満である者
2. じん肺管理区分が第4種に該当する者(ただし、胸部エックス線写真の像が第1型及び第2型に該当し、心肺機能の障害が20%以内である者を除外する)
3. じん肺の程度が法20条第2項の規定による作業転換指示対象に該当する者
4. 第1号ないし第3号以外の者で、じん肺により産災保険法による9級以上の障害補償を受けたか、受けると決定された者

作業転換措置(同法第20条2号、同法施行規則第23条)

労働部長官は、一定の基準に該当する者を、粉じん作業ではない作業に従事させるような措置(作業転換措置)をとることを事業主に「勧告」または「指示」することができる。

事業主は、作業転換措置の「勧告」を受けたときは、当該勤労者の意見を考慮し、作業転換措置をしなければならず、作業転換措置の「指示」を受けたときには7日以内に当該勤労者の作業転換措置をしなければならない。また、「勧告」または「指示」にしたがって、作業転換措置をしたときには、10日以内にその事実を労働部長官に報告しなければならない。

【勧告の対象】

「勧告」による作業転換措置の対象となるのは、以下の者である。

1. じん肺管理区分が第3種に該当する者で、胸部エックス線写真の像が第3型である者
2. その他じん肺により産災保険法による11級以上の障害等級判定を受けた者で、第1項に該当しない者

【指示の対象】

「指示」による作業転換措置の対象となるのは、前述の「採用禁止措置」対象に該当する者である。

じん肺勤労者が作業転換となる場合には、「じん肺基金」から「作業転換手当」が支給される。「勧告」による作業転換の場合には「平均賃金の35日分」、指示による場合は「平均賃金の70日分」に相当する金額とされている(同法施行規則第37条)。

また、韓国の勤労基準法では、勤続年数1年に対し30日分以上の平均賃金を退職金として支給する「退職金制度」を設定しなければならないこととされており、じん肺勤労者が作業転換となった場合には、解雇されずに、それまでに勤務した期間に対する退職金の支給を受けることができる旨を規定している(同前第26条)。

事業主は、じん肺勤労者のじん肺管理区分が第1種または第2種に該当する者に対しては、粉じんの発生程度が一定基準未満である作業場所または作業の強度が比較的低い作業場所に変更するか、粉じん作業に従事する労働時間を短縮させる等、当該勤労者の健康を保護するための措置をしなければならない(同法第20条3項、同法施行規則第25条)。

政府は、じん肺で退職した勤労者に対する職業訓練の実施等、職業安定に必要な施策を講じなければならない(同法第20条4項)。

日本のじん肺法では、韓国のに相当する措置が規定されている。

就業場所の変更、粉じん作業時間の短縮等の粉じんにさらされる程度を低減させるための措置

の対象となるのは、じん肺管理区分が管理2（韓国の第1種に相当）または管理3イ（第2種）の労働者である（同前第20条の3）。

「作業転換措置」は、韓国と同様、勸奨によるものと「指示」によるものがあるが、前者は管理3イ（第2種）、後者は管理3ロ（第3種）に該当し、ともに「現に常時粉じん作業に従事している」場合に限定されている。「転換手当」は、勸奨による場合が「平均賃金の30日分」、指示による場合は「平均賃金の60日分」とされる（同前第21-22条）。また、じん肺管理区分が管理3である労働者を粉じん作業以外の作業に常時従事させるために必要があるときは、作業の転換のための教育訓練を行うように努めなければならないものとされている（同前第22条の2）。

健康管理手帳

韓国のじん肺保護法では、「離職者健康診断」を受けた者がじん肺管理区分の判定を受けた場合には、「健康管理手帳」を発給することとされている（定期健康診断または臨時健康診断の結果、じん肺管理区分の判定を受けた後1年以内に離職した者も同様）（同法第19条）。前述のとおり、「離職者健康診断」を受けることができるのは、粉じん作業に1年以上従事した勤労者である（同法施行規則第12条1項）。

韓国では「じん肺所見なし」に該当するじん肺管理区分はないから（日本では管理1に区分）、字義上は「じん肺有所見者」に限られるとも読めるのだが、韓国の関係者は、粉じん作業に1年以上従事した者は「健康管理手帳」交付の対象になると説明している。

いずれにしろ、日本では、「粉じん作業」（じん肺法施行規則別表で規定する25作業）従事者に対する交付要件は、「じん肺管理区分が管理3である者」に限定されているから韓国の方が交付対象範囲がずっと広い。「健康管理手帳」は、日韓とも、健康診断の機会の提供など離職後の健康管理に資するための制度である（韓国の産業安全保健法施行規則第5編第3章、日本の労働安全衛生法第67条）。

再三述べているように韓国のじん肺保護法の対象は鉱業労働者に限定されているので、上に述べてきたような、じん肺管理区分の判定および管理区分に基づく健康管理措置は他の労働者には適用されない。しかし、「健康管理手帳」に関しては、産業安全保健法施行規則第108条11号に規定があり産業保健基準第33条3号（別表2）に規定する「特定粉じん作業」（15作業を規定、日本の粉じん則別表2同様の規定）に3年以上従事した者のうち、胸部エックス線写真上じん肺があると認められる者」（じん肺保護法の規定により健康管理手帳を交付された者を除く）は交付の対象とされている。こちらでは、対象業務を日本より限定しているが、支給要件はやはり日本よりも広くなると思われる。

ちなみに、「石綿を製造し、または取り扱う業務」に関しては、韓国では1994年の規則改正（第108条3号）で「3年以上従事した者」が健康管理手帳の交付対象となったが、日本では、昨（1996）年ようやく「両肺野に石綿による不整形陰影がありまたは石綿による胸膜肥厚の陰影がある者」が対象とされることになった（どちらの方が支給要件が広いか、議論があるかもしれない）。

その他

なお、韓国のじん肺保護法は、適用事業主からその生産物の量に応じた負担金を徴収して「じん肺基金」を設置し、同法で規定するじん肺審査医に対する報酬、健康診断費用、慰労金やじん肺勤労者の生活および職業安定に必要な費用等に宛てているという特徴がある。

また、作業環境測定、設備等の基準、管理、保護具等に関しては、韓国の産業保健基準と産業安全保健法施行規則、日本の粉じん障害防止規則が各々ほぼ同様の規定を設けているが、51頁以下の韓国の産業保健基準第2編の各条文に〈 〉書きで日本の粉じん障害防止規則の対応する条文を掲げておくので参考にされたい。

以上 安全センター情報 97年5月号所収

産業災害補償保険法施行規則 (1995.4.29 労働部令第97号)

第3章 保険給付

第5編 じん肺症

第45条【じん肺症の業務上認定基準】

勤労者が粉じんが飛散する場所(以下「粉じん作業」という)に従事し、粉じんを吸入することによってじん肺症に罹患した場合にはこれを業務上災害と認定する。

第46条【粉じん作業の範囲】

第45条の規定による粉じん作業の範囲は、産業保健基準に関する規則第33条第2号の規定による粉じん作業及び当該作業所に従事することにより明白にじん肺症に罹患するおそれがあると認められる場所での作業とする。

第47条【療養給与の申請等】

じん肺症により療養を受けようとする者は、令(注 産業災害補償保険法施行令)第29条第1項の規定により療養申請書に次の各号の書類を添付し、公団(注 労働福祉公団)に提出しなければならない。ただし、再療養を受けようとする場合には、第1号の書類に関しては事業主の証明を省略できる。

1. 事業主の証明による粉じん作業職歴確認書1部
2. じん肺判定に使用された縦横各々14インチ以上のエックス線写真1枚
3. 医療機関の所見書または診断書1部

じん肺症による再療養申請は、第52条第2項の規定による公団

の療養対象可否及び障害程度の判定日より1年が経過した場合に限る。ただし、専門医による再療養の必要性が認められる場合を除く。

第48条【診断依頼】

公団は、第47条の規定による申請書を受け付けたときには、遅滞なく初診所見書または診断書とエックス線写真を添付し、第55条の規定によるじん肺精密診断医療機関に診断を依頼しなければならない。

第49条【診断のための措置】

第48条の規定によるじん肺精密診断依頼を受けたじん肺精密診断医療機関は、特別な理由がない限り7日以内に、精密診断対象可否を判定し、その結果を公団に知らせなければならない。この場合、精密診断が必要と判定された者に対しては診断予定日を精密診断が不必要だと判定された者に対してはその理由を明示しなければならない。

第50条【診断決定措置】

第49条の規定による報告を受けた公団は、精密診断対象可否を申請人に決定通知しなければならない。

第1項の規定による診断決定通知書を受けた者は、次の各号の書類等を持参し、指定された日時に精密診断を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由により診断決定日時に診断を受けられない場合には、あらかじめその事実を公団に知らせ日程を変更しなければならない。

1. 精密診断決定通知書
2. 住民登録証 印章及び証明写真1枚

第51条【診断結果報告】

じん肺精密診断医療機関は、診断が終了した日から5日以内に

次の各号の書類を添付し、その結果を公団に報告しなければならない。

1. じん肺診断所見書
2. 災害補償に関する意見書
3. エックス線写真

じん肺診断担当医師は、国際通用記号によりじん肺診断所見書を作成しなければならない。

じん肺診断担当医師は、公団の要求がある場合には診断結果に対し意見を提示しなければならない。

第52条【じん肺診査協議会】

じん肺症罹患可否とこれに伴う療養対象可否及び障害程度を審査するため、公団にじん肺診査協議会を置く。

公団は、じん肺精密診断医療機関より第51条第1項の規定による診断結果を報告されたときには、遅滞なく第1項の規定によるじん肺診査協議会の審査を経て、じん肺症の罹患可否とこれに伴う療養対象可否及び障害程度を判定しなければならない。

第1項の規定によるじん肺診査協議会の構成 運営その他必要な事項は、公団が定める。

第53条【特例認定】

じん肺の予防及びじん肺勤労者の保護等に関する法律(以下「じん肺勤労者保護法」という)第17条及び第18条の規定によるじん肺管理区分判定及び再審査請求に対する決定を通知されたじん肺勤労者は、第47条から第52条の規定による手続を経ず、第40条及び第42条の規定による保険給与を請求できる。この場合、じん肺勤労者保護法第17条及び第18条の規定によるじん肺管理区分判定または再審査請求に対する決定は、これを第52条第2項の規定によるじん肺判定とみなす。

第54条【じん肺精密診断診療費】

じん肺精密診断に必要な診療費は、じん肺勤労者保護法施行規則第18条の規定により、労働部長官が告示する金額とする。

第55条【じん肺精密診断医療機関】

公団は、第58条第2項の規定による検査を十分に行える医療従事者と施設を備えた医療機関をじん肺精密診断医療機関(以下「診断医療機関」という)と指定しなければならない。

第56条【じん肺療養担当医療機関】

公団は、法(注 産業災害補償保険法)第40条第1項の規定によりじん肺勤労者の療養を担当する医療機関を指定しようとする場合には、医療法による病院または総合病院の中で次の各号の要件を備えた病院または総合病院を指定しなければならない。

1. 医療従事者は次の各目の者を備えていること。

イ. 結核または内科系専門医としてじん肺症に関する豊富な知識と経験がある医師

ロ. 放射線専門医としてじん肺症に関する豊富な知識と経験がある医師

ハ. 気胸排気術を施行できる医師。ただし、イの医師が同施術をできる場合を除く

二. 臨床病理技師

ホ. 肺機能検査に十分な経験をもつ医療従事者

2. 医療施設は次の各号の施設を備えていること。

イ. 結核精密診断に必要な諸般の検査機器(塗沫または集菌 菌培養に必要な機器)

ロ. 肺機能検査器

ハ. エックス線撮影器(500ミリメートル以上の単層撮影が可能なこと)

二. 血液ガス分析器

ホ. 肺結核に合併したじん肺勤労者の隔離病棟

ヘ. その他じん肺症と肺結核治療に必要な施設

第57条【療養基準 廃疾等級基準及び障害等級基準】

じん肺勤労者に対する療養基準・廃疾等級基準及び障害等級基準は別表5のとおり。

別表5【じん肺勤労者に対する療養基準 廃疾等級基準及び障害等級基準】(第57条関係)

1. 病型 換気機能及び心肺機能障害の判定基準

ア) 病型判定基準

じん肺症罹患の有無と進行度はエックス線写真を判読して決定され、第52条第1項の規定によるじん肺審査協議会の審議、または、じん肺勤労者保護法第6条の規定によるじん肺審査医の諮問を経て判定する。

エックス線写真判読は国際労働機構(LO、u/c)のじん肺症エックス線写真精密分類法により、じん肺症の病型を次のように分類する。

病型 エックス線写真の像

疑症 0/1 小円形または小さく不規則な陰影の密度が1型の下限より低い場合で、特にじん肺症の罹患が疑われる場合

第1型 1/0、1/1、1/2 小円形または小さく不規則な陰影が少数あるもの

第2型 2/1、2/2、2/3 小円形または小さく不規則な陰影が多数あるもの

第3型 3/2、3/3、3/+ 小円形または小さく不規則な陰影が極めて多数あるもの

第4型 A、B、C 大陰影があると認められるもの

イ) 換気機能の判定基準

%肺活量を80%以上と未満を基準とし、各々正常と軽微異常の** (注 不明) で区分する。

ウ) 心肺機能の障害判定基準

高度障害

換気機能が55%以上制限され、安静時に対話や服を着る程度でも呼吸困難があり、心肺機能の障害程度が70%以上の者

中等度障害

換気機能が45%以上制限され、50m以上歩くと呼吸困難があり、心肺機能の障害程度が50%以上の者

軽度障害

換気機能が30%以上制限され、平地で1km以上を健康な人のように歩けない状態の呼吸困難があり、心肺機能の障害程度が40%以上の者

軽微障害

換気機能が20%以上制限され、健康な人と同じ程度は歩けるが、丘や階段の場合には、年齢が同じ健康な人のように登れない程度の呼吸困難があり、心肺機能の障害程度が20%以上の者

2. 療養基準

ア) じん肺症の合併症または続発症(肺結核 結核性胸膜炎 続発性気胸 続発性気管支炎 続発性気管支拡張症 肺気腫(心肺機能軽度障害異常) 肺心性)があり、医学的に療養が必要と認められる者

イ) じん肺症と診断された者で、高度の心肺機能障害があり、医学的に療養が必要と認められる者

ウ) じん肺症の病型が第4型で、大陰影の大きさが一側の肺野の2分の1を超え、併発症感染の予防、その他の措置が必要と認められる者

エ) じん肺疑症 0/1 の者で、肺結核が発病し、療養が必要と認められる者

3. 廃疾等級基準

廃疾の状態 等級
自力で食事 用便など日常生活
の処理動作が不可能な者

第1級

日常生活の範囲が主に病床に
限定され、食事 用便および病棟
内での100m以内の歩行など短
時間病床を離れることが可能な
者

第2級

食事 用便など日常生活の処理
動作は可能だが、常時労務に従事
できない者

第3級

4 障害等級基準

身体障害等級 区分
心肺機能障害度およびエック
ス線所見

第1級 高度障害 (F3)
換気機能が55%以上制限さ
れ、心肺機能の障害程度が70%
以上の者

第3級 中等度障害 (F2)
換気機能が45%以上制限さ
れ、心肺機能の障害程度が50%
以上の者

第5級 軽度障害 (F1)
換気機能が30%以上制限さ
れ、心肺機能の障害程度が40%
以上の者のうち、じん肺症の病型
が第4型と判定される者

第7級 軽度障害 (F1)
換気機能が30%以上制限さ
れ、心肺機能の障害程度が40%
以上の者のうち、じん肺症の病型
が第1 2 3型と判定される者

第9級 軽微障害 (F1/2)
換気機能が20%以上制限さ
れ、心肺機能の障害程度が20%
以上の者のうち、じん肺症の病型
が第3 4型と判定される者

第11級 軽微障害 (F1/2)
換気機能が20%以上制限さ
れ、心肺機能の障害程度が20%
以上の者のうち、じん肺症の病型
が第1 2型と判定される者、また

は心肺機能障害がない者 (F0)で
じん肺症の病型が第2型以上と
判定される者

第58条【精密診断】

じん肺判定を要する勤労者に
対する精密診断は、対象勤労者を
診断医療機関に受け入れ実施す
る。

公団は、第1項の精密診断に必
要な検査項目 検査方法その他必
要な事項を公団規定で定めなけ
ればならない。

第59条【業務協調】

公団は、診断医療機関をして次
の各号の事項に対する協調を要
請できる。

1. じん肺に関する研究依頼
 2. 療養医療機関に対する技術協
力及び指導
- 公団は、診断医療機関が第1項
の規定による業務を円滑に遂行
できるように必要な支援ができ
る。

じん肺の予防及びじん肺勤労者の保護等に関する法律

(1984.12.31 法律第3784号)
改正 1989.4.1 法律第4112号
1990.1.13 法律第4220号
1993.3.6 法律第4541号
1994.12.22 法律第4826号

第1章 総則

第1条 目的】

この法は、じん肺の予防及び粉じん作業に従事する勤労者に対する健康管理を強化し、じん肺にかかった勤労者（以下「じん肺勤労者」という）及びその遺族に対する慰労金の支給に関する事項を定めることにより、勤労者の健康保護と福祉増進に寄与することを目的とする。

第2条 定義】

この法で使用する用語の定義は次のとおりである。

1. 「じん肺」とは、粉じんを吸入することによって肺に生じる線維増殖性変化を主症状とする疾病をいう。
2. 「合併症」とは、じん肺と合併した肺結核その他じん肺の進行過程に伴い生じるじん肺と密接した関係があると認定される疾病として労働部令が定めるものをいう。
3. 「粉じん作業」とは、当該作業に従事する勤労者がじん肺にかかるおそれがあると認められる作

じん肺の予防及びじん肺勤労者の保護等に関する法律施行令

(1985.4.10 大統領令第11678号)
改正1987.5.15大統領令第12157号
1987.12.9 大統領令第12306号
1990.12.18 大統領令第13184号
1993.3.6 大統領令第13870号
1994.12.23 大統領令第14438号
1995.4.15 大統領令第14628号

第1章 総則

第1条 目的】

この令は、じん肺の予防及びじん肺勤労者の保護等に関する法律（以下「法」という）で委任された事項と、その事項に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 定義】

この令で使用する用語の定義は、この令に特別な規定がある場合を除いては、法が定めるところによる。

じん肺の予防及びじん肺勤労者の保護等に関する法律施行規則

(1985.6.20 労働部令第31号)
改正 1986.8.27 労働部令第35号
1989.10.12 労働部令第55号
1992.3.21 労働部令第74号
1995.4.29 労働部令第97号

第1章 総則

第1条 目的】

この規則は、じん肺の予防及びじん肺勤労者の保護等に関する法律（以下「法」という）及び同法施行令（以下「令」という）で委任された事項と、その施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 合併症の範囲】

法第2条、第2号の規定による合併症は、じん肺の所見がある者が、じん肺の進行と関連してかかる次の疾病をいう。

1. 肺結核
2. 結核性胸膜炎
3. 続発性気管支炎
4. 続発性気管支拡張症
5. 続発性気胸
6. 肺気腫（1989.10.12新設）
7. 肺性心（1989.10.12新設）

第3条 粉じん作業】

法第2条第3号の規定による粉

業として労働部令が定めるものをいう。

4. 「勤労者」とは、勤労基準法第14条の規定による勤労者として粉じん作業に従事する者をいう。
5. 「事業主」とは、粉じん作業を行う事業または事業所（以下事業という）で勤労者を使用する者をいう。

第3条【適用範囲】

この法は、大統領令が定める粉じん作業を行う事業に対して適用する。

第3条【適用範囲】

法第3条で「大統領令が定める粉じん作業を行なう事業」とは、次の各号の一つに該当する事業または事業場（以下「事業」という）として、常時5人以上の勤労者を使用する事業をいう。

1. 別表の規定による適用鉱業
2. 第1号の鉱業のうち、じん肺により、産災補償保険法による遺族給与の支給を受けている者、または同法による障害給与の支給を受けて退職した者がいる鉱業

別表【適用鉱業の範囲】(第3条関係)

韓国標準産業分類表による鉱業の分類 / 適用鉱業

石炭鉱業 (Q10) / 石炭鉱業

鉄鉱業 (Q3010) / 鉄鉱業

タングステン鉱業 (Q3021) / タングステン鉱業

金銀鉱業 (Q3023) / 金銀鉱業

鉛 亜鉛鉱業 (Q3025) / 鉛 亜鉛鉱業

窯業及び耐火鉱物鉱業 (Q9032) / ケイ石を採掘する鉱業

黒鉛鉱業 (Q9091) / 黒鉛鉱業

滑石鉱業 (Q9092) / 滑石鉱業

じん作業は次の作業をいう。

1. 土石 岩石または鉱物を採掘する作業
2. 土石 岩石または鉱物を切断・加工する作業
3. 土石 岩石または鉱物を砕いたり、選り分ける作業
4. 土石 岩石または鉱物を車に積むか、または降ろす作業
5. 土石 岩石または鉱物を坑内から運び出す作業
6. その他、鉱物性の粉じんが飛散する場所で、土石 岩石または鉱物の採掘 搬出 加工 その他これを取り扱う作業

第4条【じん肺予防等に関する計画】

労働部長官は、じん肺を予防し、じん肺勤労者を保護するための計画（以下「じん肺予防等に関する計画」という）を立てなければならない。

労働部長官は、第1項の規定によるじん肺予防に関する計画を立てようとするときには、あらかじめ第5条の規定によるじん肺審議委員会の審議を経なければならない。

第5条【じん肺審議委員会】

じん肺予防等に関する計画の樹立及びじん肺基金運用に関する事項等に関して、労働部長官の諮問に応じるために、労働部にじん肺審議委員会（以下「委員会」という）を置く。

委員会には、委員の他に専門委員を置くことができる。

委員会の構成、機能及び運営に関して必要な事項は大統領令で定める。

第2章 じん肺審議委員会及びじん肺審査医

第4条【じん肺審議委員会の機能】

法第5条の規定によるじん肺審議委員会（以下「委員会」という）は、次の事項を審議する。

1. 法第4条の規定によるじん肺予防等に関する計画の樹立
2. 法第25条の規定によるじん肺基金運営計画
3. 法第31条第2項の規定による負担金率の決定
4. その他、じん肺の予防及びじん肺基金の運営に関連する主要事項で、委員長が付議する事項

第5条【委員会の構成】

委員会は、委員長1名と副委員長1名を含む13名以内の委員で構成する。

委員長は、労働部長官がなり、副委員長は委員の中から互選する。

委員は次の各号の者になる。

1. 商工資源部の鉱務関係業務担当局長、労働部の産業業務担当局長及び労働保険関係業務担当局長（1993.3.6改正）
2. 勤労者を代表する者、使用者を代表する者及び産業保健または

じん肺に関する学識と経験が豊富な者の中から労働部長官が委嘱する者、この場合、勤労者を代表する者、使用者を代表する者及び産業保健またはじん肺に関する学識と経験に豊富な者の中から委嘱する委員は各3人以内とし、勤労者を代表する者と使用者を代表する者は同数とする。

第3項第2号の規定により労働部長官が委嘱する委員の任期は2年とする。

第6条 委員長と副委員長の職務】

委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を統轄する。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったときにはその職務を代行する。

第7条 幹事】

委員会の事務を処理するために、委員会に幹事1名を置く。幹事は労働部所属公務員の中から委員長が指名する。

第8条 会議等】

委員会の会議は、委員3分の1以上の招集要求があるか、委員長が必要と認めた時に委員長が招集する。

委員会は、委員過半数の出席で開議し、出席委員の過半数の賛成で議決する。

この令に規定することの他に、委員会の運営に関する必要な事項は、委員会の議決を経て委員長が定める。

第9条 専門委員】

法第5条第2項の規定により委員会に置く専門委員は3名以内とする。

専門委員は、じん肺に関する学識と経験が豊富な者の中から労働部長官が任命する。

第6条【じん肺審査医】

第17条第1項の規定によるじん肺管理区分の判定その他じん肺に関する医学的な専門事項に関して、労働部長官の諮問に応じるために、労働部にじん肺審査医を置く。

じん肺審査医の数と資格 委嘱 手続 任務及び手当等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第10条【じん肺審査医】

法第6条の規定により労働部に置くじん肺審査医は7名以内とし、じん肺に関する学識と経験が豊富な医師の中から、労働部長官が委嘱する。

じん肺審査医の任務は次のとおり。

1. じん肺管理区分の判定及び再審査
2. じん肺の診断及び審査
3. 職業転換の勧告または指示対象者の判定
4. 採用禁止対象者の判定
5. その他、労働部長官がじん肺の予防及びじん肺勤労者の保護等のため必要だと認める事項

第2項の規定によるじん肺審査医の任務遂行方法等に関する事項は、労働部長官が定める。

第11条【手当等】

委員会に出席した委員には、予算の範囲内で手当を支給できる。ただし、公務員の委員についてはそうではない。

専門委員及びじん肺審査医については、予算の範囲内で報酬を支給できる。

委員、専門委員及びじん肺審査医が、業務と関連し、国内外に旅行する時は、予算の範囲内でこれに必要な経費と旅費を支給できる。

第7条【作業環境測定代行】

労働部長官は、事業主が産業安全保健法第42条の規定による作業環境測定を実施しないときには、じん肺の予防のために作業環境測定代行者を指定し、作業環境を測定させることができる。

事業主は、第1項の規定による作業環境測定に必要とする費用を作業環境測定代行者に支給しなければならない。

第4条【作業環境測定代行者の指定】

法第7条の規定による作業環境測定代行者の指定は、別表1の基準を備えた法人の中でしなければならない。

作業環境測定代行者の指定を受けようとする者は、別紙第1号様式の申請書に次の書類を添付し、労働部長官に提出しなければならない。

労働部長官は、第1項の規定により作業環境測定を代行させるときには、その結果を事業主に通知しなければならない。この場合、労働部長官は、作業環境改善に必要な指示をすることができる。

事業主が第3項の規定により作業環境改善指示を受けたときには、作業環境を改善し、これに関する書類を作成し3年間保存しなければならない。

第1項の規定による作業環境測定代行者の指定等作業環境測定代行に関して必要な事項は、労働部令で定める。

事業主は、第1項の規定に従い測定された資料に対して勤労者から公開要求がある時には、これに応じなければならない。

1. 定款1部
2. 法人の登記簿謄本及び代表者の身元証明書各1部
3. 施設及び機械機構明細書1部
4. 別表1の人材基準に該当する者の保有及びその資格を証明する書類

別表1 職業環境測定代行機関の人員 施設及び機械機構基準】(第4条関連)

1. 人員基準
 - イ. 予防医学専門の、またはじん肺に関する学識と経験が豊富な医師1人以上
 - ロ. 大学またはこれと同等以上の学校で薬学 化学 物理 生物 化学工学 衛生工学 環境工学または産業保健学を専攻した者1人以上
 - ハ. 国家技術資格法による産業衛生管理技師2級以上の資格を取得した者2人以上
2. 施設基準
 - イ. 事務室
 - ロ. 化学実験室
 - ハ. 環境測定装備管理室
3. 機械機構基準
 - イ. 粉じん測定器
 - 分粒装置がある粉じん測定器
 - 吸入性粉じん測定装備
 - 粉じんの状態濃度を測定する装備
 - 粉じんの重量濃度を測定する装備
 - 粉じんの係数濃度を測定する装備
 - 位相差顕微鏡
 - 粉じんに含まれる遊離けい酸含有率を分析する装備及び施設
 - ロ. 騒音測定器(指示騒音計または精密騒音測定計)
 - ハ. 気温 湿度 気流 ふう射熱 照度 振動等を測定できる機器
 - ニ. 赤外線分光光度計(RS)
 - ホ. 検知管方式によるガス濃度または蒸気濃度測定器

- へ．酸素 一酸化炭素 炭素ガス・メタンガス濃度測定器
- ト．称量限界が10 マイクログラム以下である化学天秤または直*天秤
- チ．乾燥機
- リ．その他、分析化学基礎実験装置及び施設

第5条 【測定機関の変更事項申告】

作業環境測定代行者の指定を受けた者(以下「測定機関」という)は、第4条第2項各号の事項に変更があるときには、20 日以内に別紙第1号様式の変更事項申告書に、その変更を証明する書類を添付し、労働部長官に提出しなければならない。

第6条 【測定機関の指定取消】

労働部長官は、測定機関が次の各号の一つに該当するときには、その指定を取り消すことができる。

1. 別表1の基準に達しなくなったとき。
2. 測定結果を虚偽記載または虚偽報告したとき。
3. 正当な事由なく作業環境測定代行指示を履行しなかったとき。
4. 測定方法が不適切であったり、その他労働部長官が測定機関として不適当だと認める事由があるとき。

第7条 【作業環境測定の代行指示等】

労働部長官は、法第7条第1項の規定により作業環境測定を代行させようとするときには、測定日20日前までに、当該事業主には別紙第3号様式の作業環境測定代行決定通知書を、測定機関には別紙第4号様式の作業環境測定代行指示書を送付しなければならない。

測定機関は、第1号の規定による作業環境測定代行指示書を受けたときは、作業環境測定計画書

を労働部長官に提出しなければならない。

測定機関は、産業安全保健法第31条及び第40条の規定により、労働部長官が定める作業環境測定方法に従い、作業環境測定を実施し、その測定完了日から15日以内に測定結果報告書を労働部長官に提出しなければならない。

労働部長官は、第1項の規定により、作業環境測定代行指示書を送付したときには、別紙第5号様式の作業環境測定代行指示書発布台帳にその内容を記録・維持しなければならない。

第8条【作業環境測定代行費用】

法第7条第2項の規定による作業環境測定代行費用の算定に必要な測定項目別所用費用基準は、測定機関が毎年労働部長官の承認を得て決定する。

測定機関は、毎年1月末日までに測定項目別所要費用基準に関する資料を整え、第1項の規定による承認を申請しなければならない。

第9条【じん肺の予防】

事業主と勤労者は、法第8条の規定によるじん肺の予防措置のため、次の事項を遵守しなければならない。

1. 事業主は、産業安全保健法第35条の規定により労働部長官が実施する検定に合格した防じんマスク（工業標準化法による韓国工業規格製品を含む）を整え、ろ過材を随時交換する等、その性能が常に維持されるよう管理し、粉じん作業に従事する勤労者が粉じん作業中にこれを着用できるようにしなければならない。
2. 粉じん作業中にある勤労者は、防じんマスクを必ず着用しなければならない。
3. 事業主は、採掘作業等、粉じん

第8条【じん肺の予防】

事業主と勤労者は、じん肺の予防のために、産業安全保健法と鉱山保安法が定める措置の他に、粉じんの発散を防止し保護具を使用する等の措置をしなければならない。

第8条の2【教育】

事業主は常時粉じん作業に従事する勤労者に対してじん肺の予防及び健康管理のために必要な教育を実施しなければならない。

第3章 健康管理

第1節 健康診断

第9条【採用時健康診断】

事業主は、粉じん作業に従事する勤労者を採用するときには、当該勤労者が就労する前に健康診断を実施しなければならない。

第1項の規定による採用時健康診断の内容、方法その他必要な事項は、労働部令で定める。

第10条【定期健康診断】

事業主は、粉じん作業に従事する勤労者に対して、毎年1回以上定期健康診断を実施しなければならない。ただし、第9条または第11条の規定による採用時健康診断または臨時健康診断を受け

作業をする場合には湿式削岩等湿式作業方法を選んだり、水をまく等の方法で粉じんが空気中に飛散することを抑制しなければならない。

第9条の2【教育の範囲等】

法第8条の2の規定による教育の内容には、次の各号の事項が含まれていなければならない。(1989.10.12新設)

1. じん肺の概要と発生過程
2. じん肺の発生原因と対応策
3. 粉じん環境の管理と改善方法
4. じん肺健康診断の概要と予防管理
5. 防じんマスク等保護具着用と管理要領
6. その他じん肺の予防と健康管理に関する事項

事業主は、第1項の規定による教育を1年に2回以上実施しなければならない。毎回の教育時間は2時間以上にしなければならない。(1989.10.12新設)

第3章 健康診断

第10条【採用時の健康診断の検査項目及び方法】

第9条の規定による採用時の健康診断の検査項目は次のとおり。

1. 産業安全保健法施行規則第100条第1項の規定による検査項目(1992.3.21改正)
2. 過去の病歴、胸部の自覚症状及び他覚所見の有無等に関する胸部臨床検査。ただし、第1号の規定による検査の結果、じん肺の所見がないと認められた者以外の者に限り、実施する。(1992.3.21改正)

た者に対しては当該年度に限り定期健康診断を実施しなくてもよい。

㉞項の規定による定期健康診断の内容・方法その他必要な事項は労働部令で定める。

第11条【臨時健康診断】

事業主は、勤労者が次の各号の一つに該当するときには、当該勤労者に対し臨時健康診断を実施しなければならない。

1. 合併症で1年以上療養のため休職した勤労者が、復職が可能だという医師の所見書を提出して復職を申請したとき
2. その他労働部令が定める事由が発生したとき

第1項の規定による臨時健康診断の内容・方法その他必要な事項は労働部令で定める。

第12条【離職者健康診断】

労働部長官は、労働部が定める期間以上粉じん作業に従事した勤労者が、離職後に離職者健康診断を申請したときには離職者健康診断を実施しなければならない。ただし、第10条または第11条の規定による定期健康診断または臨時健康診断を受け、第17条の規定によりじん肺管理区分の判定を受けた後1年以内に離職した者に対しては、離職者健康診断を実施しなくてもよい。

第1項の規定による離職者健康診断の申請手続と内容・方法その他必要な事項は労働部令で定める。

第10条の2【臨時健康診断実施事由】

法第11条第1項第2号の規定による臨時健康診断は、次の各号の一つに該当し、該当分野・専門医により療養の必要性があると診断された場合に実施する。(1986.8.27新設)

1. じん肺勤労者の疾病が判定当時より悪化した場合
2. 第2条の規定による合併症が発生した場合

第11条【定期・臨時及び離職者健康診断の検査項目及び方法】

法第10条ないし第12条の規定による定期・臨時及び離職者健康診断の検査項目は次のとおりである。

1. 第10条各号の規定による検査
2. スパイロメトリー及びフローボリューム曲線による検査と、動脈血ガスを分析する等の方法による心肺機能検査
3. 結核菌検査、エックス線特殊撮影による検査、赤血球沈降速度検査、及びツベルクリン反応検査等の方法による結核精密検査。
4. たんに関する検査、結核菌検査及びエックス線特殊撮影による検査
5. 肺気量測定検査、換気疫学検査、ガス交換機能検査、負荷による肺機能検査及び心電図検査

第1項第2号の心肺機能検査は、第10条第3号(ママ)の検査の結果、第14条の規定による健康診断機関のじん肺健康診断担

当医師（以下「じん肺担当医」という）が必要と診断する場合に限り実施する。ただし、第10条第3号（ママ）の検査結果、法第2条の規定による合併症にかかったものに対しては心肺機能検査を実施しなければならない。

第1項第3号の結核精密検査は、第10条第2号の検査の結果、じん肺の所見があると認められる者のうち、肺結核にかかっているか、またはかかっている疑いがあるとじん肺担当医が診断する者に限り実施する。

（1989.10.12改正）

第1項第4号の検査は、第10条第3号（ママ）の検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち、肺結核以外の疾病が合併しているか、合併の疑いがあるとじん肺担当医が診断する者に限り実施する。（1989.10.12改正）

第1項第5号の検査は、第10条第2号または第1項第3号（ママ）および第4号の検査が終わった者のうち、じん肺管理区分判定のためじん肺担当医が必要と診断する者に限り実施する。

（1989.10.12改正）

第12条 【離職者の健康診断】

法第12条第1項本文の規定により離職者の健康診断を申請することができる者は、第3条の規定による粉じん作業に1年以上従事した者とする。

第1項の規定による離職者の健康診断申請は、別紙第6号様式による。この場合、事業の休業、廃業等により同様式のうち事業主の記載事実の確認、証明を受けることができない場合には、労働部長官が記載事実を確認し、記載事実確認畢（注 済）」を捺印することをもって事業主の確認証明に代えることができる。

（1989.8.27後段新設）

労働部長官は、第2項の申請を受けたときには当該勤労者の便宜等を考慮し、健康診断機関を決定し、その健康診断機関の名称・所在地等を別紙第7号様式により当該勤労者に通知しなければならない。

労働部長官は、第3項の規定による決定をしたときには、その内容を別紙第8号様式により当該健康診断機関に通知しなければならない。通知内容は別紙第9号様式により記録、保存しなければならない。

第18条【健康診断費用の決定 告示】

第10条ないし第12条による健康診断に適用する健康診断検査項目別所用費用基準は、労働部長官が毎年1月末日までに次の事項を考慮し、決定 告示しなければならない。

1. 医療保健数値
2. 産業災害補償保険法施行令第10条による療養費算定基準
2. 産業災害補償保険法施行規則第17条による療養費算定基準(1995.4.29改正)
3. 物価上昇率
4. その他一般医療数値

労働部長官は、第1項の決定・告示をするにあたっては第5条によるじん肺審議委員会の諮問を受けなければならない。

第19条【健康診断費用の請求】

健康診断機関は、第10条ないし第12条による健康診断を実施したときは、その所用費用を令第17条による基金出納命令官に請求しなければならない。

第1項による請求は、別紙第15号様式による。

第2項の請求書には、別紙第16号様式の健康診断実施内訳書を添付しなければならない。

第13条 【勤労者の健康診断受診義務】

勤労者は、正当な理由がある場合を除き第9条から第11条の規定による健康診断を受けなければならない。

第14条 【健康診断機関】

第9条から第12条の規定による健康診断は、労働部令が定める人材と施設を保有する医療機関として労働部長官の指定を受けた者（以下「健康診断機関」という）がこれを行う。

第13条 【健康診断機関の指定基準】

法第14条の規定による健康診断機関の指定は、別表2の基準をみたく医療機関の中からしなければならない。

別表2（第13条関係）

省略

第14条 【健康診断機関の指定等】

法第4条の規定による健康診断機関の指定を受けようとする者は、別紙第10号様式の申請書に次の書類を添付し、労働部長官に提出しなければならない。

1. 施設及び機械器具明細書1部
2. 別表2の人的基準に該当する者の保有及びその資格を証明する書類

労働部長官が第1項の規定による申請を受けたときは、遅滞なく指定可否を決定しなければならない。指定を受けたときは別紙第11号様式の指定書を交付しなければならない。

第15条 【健康診断機関の変更事項申告】

法第14条による健康診断機関の指定を受けた者は、法第14条第1項各号の事項に変更があるときには20日以内に別紙第10号様式の変更事項申告書にその変更を証明する書類を添付し、労働部長官に提出しなければならない。

第16条 【健康診断機関の指定取消】

労働部長官は、健康診断機関の指定を受けた者が次の各号のひとつ

に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

1. 別表2の基準にみたないとき
2. 健康診断結果表を虚偽に作成、提出したとき。
3. 正当な理由なく健康診断実施指示を3回以上履行しなかったとき
4. 健康診断費用を不当に請求したとき
5. 健康診断実施方法が不適当であるか、その他労働部長官が健康診断機関として不適当だと認める理由があるとき

第15条【健康診断結果の提出等】

健康診断機関が、第9条から第11条の規定による健康診断を行ったときには、胸部X線写真と個人別健康診断結果票を送付し、第10条及び第11条の規定による健康診断を行った場合じん肺の所見がある者の胸部X線写真と個人別健康診断結果票は労働部長官に提出しなければならない。

事業主は、第10条の規定により健康診断を実施したときには、健康診断実施集計表を労働部長官に提出しなければならない。

健康診断機関が第12条の規定による健康診断を行ったときには、胸部X線写真と個人別健康診断結果票を労働部長官に提出しなければならない。

第1項から第3項の規定による個人別健康診断結果票及び健康診断実施集計表の様式と提出期間その他必要な事項は労働部令で定める。

第16条【産業安全保健法による健康診断との関係】

この法の適用を受ける事業の事業主が健康診断を実施したときには、その範囲内で産業安全保健法第43条の規定による健康診断を実施

第17条【健康診断結果の提出等】

法第15条により健康診断機関及び事業主が行なう健康診断結果票等の送付及び提出は、健康診断を終えた日から20日以内に行わなければならない。

法第15条第1項及び第3項による個人別健康診断結果票は別紙第12号様式による。

法第15条第2項による健康診断実施集計表は、別紙第13号様式による。

健康診断機関は、第11条第1項第2号ないし第5号の検査を終えたときには20日以内に別紙第14号様式の所見書を労働部長官に提出しなければならない。

しなくてもよい。

第2節 じん肺勤労者の保護

第17条 【じん肺管理区分の判定及び通知】

労働部長官は、第15条第1項及び第3項の規定により胸部X線写真と個人別健康診断結果票を受け取ったときには、健康診断を受けた者が別表による第1種から第4種に該当するかの可否を判定（以下「じん肺管理区分判定」という）し、その結果を事業主に通知しなければならない。ただし、第15条第3項の規定により胸部X線写真と個人別健康診断結果票を受け取ったときには、その結果を健康診断を受けた者に通知しなければならない。

事業主が第1項本文の規定により健康診断結果の通知を受けたときには、その事実を遅滞なく該当勤労者に通知しなければならない。

労働部長官が第1項の規定により健康診断の結果を事業主に通知するときには、胸部X線写真と個人別健康診断結果票をともに送付しなければならない。

別表 【じん肺管理区分判定基準】（第17条関係）

第1種 胸部X線写真の像が第1型で、じん肺による顕著な肺機能の障害がないと認められる者

第2種 胸部X線写真の像が第2型で、じん肺による顕著な肺機能の障害がないと認められる者

第3種 次の各号の一つに該当する者のうち、じん肺による顕著な肺機能の障害がないと認められる者

1. 胸部X線写真の像が第3型である者
2. 胸部X線写真の像が第4型で、

第4章 じん肺管理区分の判定等

第20条 【じん肺管理区分の判定及び通知】

法第17条第1項の本文による通知は、別紙第17号様式による。

法第17条第1項ただし書による通知は、別紙第18号様式による。

大陰影の大きさが一側の肺野の
3分の1未満である者

第4種

1. 胸部X線写真の像が第4型で、
大陰影の大きさが一側の肺野の
3分の1以上である者
2. 胸部X線写真の像が第1型 第
2型 第3型または第4型(大陰影
の大きさが一側の肺野の3分の1
未満である場合に限る)で、じん
肺による顕著な肺機能の障害が
あると認められる者

備考：上の表で使われている用語
の定義は次のとおり。

1. 第1型：両肺野にじん肺によ
る粒状影または不整形陰影が少
数あり、じん肺による大陰影がな
いと認められるもの
2. 第2型：両肺野にじん肺によ
る粒状影または不整形陰影が多
数あり、じん肺による大陰影がな
いと認められるもの
3. 第3型：両肺野にじん肺によ
る粒状影または不整形陰影が極
めて多数あり、じん肺による大陰
影がないと認められるもの
4. 第4型：じん肺による大陰影
があると認められるもの

第18条【じん肺管理区分判定に対
する再審査請求】

第17条第1項の規定による労
働部長官のじん肺管理区分判定
に異議がある者は、その判定通知
を受けた日から30日以内に労働
部長官に再審査を請求できる。

労働部長官は、第1項の規定に
よる再審査請求を受けたときには
、第6条の規定によるじん肺審
査医3人以上の諮問を受け決定
しなければならない。

第1項及び第2項の規定によ
る再審査請求の方法及び手続そ
の他再審査に必要な事項は労働
部令で定める。

第21条【じん肺管理区分判定に対
する再審査請求等】

法第18条第1項による再審査
請求をしようとする者は、別紙第
19号様式にじん肺管理区分判定
に使用した胸部エックス線写真
1枚と健康診断関係書類を添付
し、労働部長官に提出しなければ
ならない。

労働部長官は、法第18条第2
項による再審査決定をしたとき
には、当該請求人に対して別紙
20号様式の決定書を送付しなけ
ればならない。この場合、当初の
じん肺管理区分判定を変更した
ときには、当該事業主にもその内
容を別紙第17号様式により通知
しなければならない。

第19条【健康管理手帳の発給】

労働部長官は、第12条第1項本文の規定により離職者健康診断を受けた者が、じん肺管理区分判定を受けた場合には健康管理手帳を発給しなければならない。第12条第1項ただし書の規定により離職者健康診断を受けずじん肺管理区分判定を受けた者が離職する場合も同様である。

第20条【じん肺勤労者に対する措置】

事業主は、合併症があったり別表によるじん肺の管理区分の第3種または第4種に該当し、健康診断機関が大統領令で定める基準に該当すると認める者を、粉じん作業に従事させるために採用してはならない。

労働部長官は、じん肺勤労者のうち労働部令が定める基準に該当する者を、粉じん作業ではない作業に従事させるような措置（以下「作業転換措置」という）をとることを事業主に勧告または指示できる。

事業主は、労働部令が定めるところにより、じん肺勤労者の作業場所の変更、勤務時間の短縮その他必要な措置をとらなければならない。

政府は、じん肺で退職した勤労者に対する職業訓練の実施等、職業安定に必要な施策を講じなければならない。

第3章 じん肺勤労者の保護

第12条【粉じん作業に採用できない者】

法第20条第1項の規定により、粉じん作業に従事させるために採用してはならない者の範囲は次のようになっている。

1. じん肺管理区分が第3種に該当し、胸部X線写真の像が第4型である者で、大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1未満である者
2. じん肺管理区分が第4種に該当する者（ただし、胸部X線写真の像が第1型及び第2型に該当し、心肺機能の障害が20%以内である者を除外する）
3. じん肺の程度が法20条第2項の規定による作業転換指示対象に該当する者
4. 第1号ないし第3号外の者で、じん肺により産業災害補償保険法により9級以上の障害補償を受けたか、受けると決定された者

第22条【健康管理手帳の発給等】

法第19条による健康管理手帳の発給を受けようとする者は、別紙第21号様式の申請書に写真2枚を添付し、労働部長官に提出しなければならない。

第1項による健康管理手帳は、別紙第22号様式による。

労働部長官は、健康管理手帳を発給したときには、その内容を別紙第23号様式の発給台帳に記録・維持しなければならない。

第23条【作業転換措置】

法第20条第2項により、労働部長官が作業転換措置をすることを事業主に勧告することができるじん肺勤労者は次の者である。

1. じん肺管理区分が第3種に該当する者で、胸部エックス線写真の像が第3型である者。
2. その他じん肺により、産業災害補償保険法による11級以上の障害等級判定を受けた者で、第1項に該当しない者。（1986.8.27改正）

法第20条第2項により、労働部長官が作業転換措置をすることを事業主に指示することができるじん肺勤労者は令第12条第1号、第2号及び第4号に該当する者とする。

法第20条第2項による勧告または指示は書面で行わなければならない。

事業主は、第3項による作業転換措置の勧告を受けたときは、当該勤労者の意見を考慮し、作業転換措置をしなければならず、作業転換措置の指示を受けたときには、7日以内に当該勤労者の作業転換措置をしなければならない。

事業主は、第4項による勧告または指示にしたがって、作業転換措置をしたときには、10日以内

にその事実を労働部長官に報告しなければならない。

第24条【健康管理カード】

労働部長官は、第19条の規定による健康管理手帳の発給及び第20条の規定による作業転換措置の勧告または指示のため、粉じん作業に従事している勤労者の健康状態等を別紙第24号様式の健康管理カードに個人別に記録 維持しなければならない。

第25条【じん肺勤労者に対する事業主の措置】

事業主は、第20条第3項により、じん肺勤労者のじん肺管理区分が第1種または第2種に該当する者に対しては、粉じんの発生程度が労働部長官が決める基準未満である作業場所または作業の強度が比較的低い作業場所に変更するか、粉じん作業に従事する労働時間を短縮させる等、当該勤労者の健康を保護するための措置をしなければならない。

第21条【作業転換措置者に対する保護】

事業主は、第20条第2項の規定による勧告または指示により作業転換措置となった者が、労働部令が定めるところにより作業転換前に勤務した期間に対する退職金の支給を請求する場合には、勤労基準法第28条の規定による退職金を支給しなければならない。

事業主は、第1項の規定による退職金の支給を理由に当該勤労者を解雇してはならない。

事業主は、第1項の規定による退職金の支給を理由に、当該勤労者の勤続年数の算定に関して不利益な処遇はできない。ただし、退職金算定の場合を除く。

勤労基準法第28条【退職金制度】

使用者は、続けて勤続年数1年に対し、30日分以上の平均賃金を退職金として退職する勤労者に支給することができる制度を設定しなければならない。ただし、勤続年数が1年未満である場合にはこの限りではない。

第1項の退職金制度を設定するに当たって、一つの事業内に差等制度をにおいてはならない。

第26条【作業転換措置者に対する退職金支給】

法第21条第1項による退職金の支給は、当該勤労者が作業転換措置をされた日に発生したものとみなす。

法第21条第1項による退職金の支給請求は書面で行わなければならない。

第4章 じん肺慰労金

第1節 じん肺基金

第22条【じん肺基金の設置】

労働部長官は、じん肺勤労者に対するじん肺慰労金(以下「慰労金」という)の支給及びじん肺の予防と勤労者の健康保護に必要な事業を遂行するためじん肺基金(以下「基金」という)を設置する。

第23条【基金の財源】

基金は次の財源で構成する。

1. 事業主の負担金
2. 特別会計または他の基金からの出資金
3. 基金の運用により生じる収益金とその他の収入金

労働部長官は、基金に不足が生じたときには、基金の負担で韓国銀行、他の会計または他の基金から長期借入または一時借入できる。

第25条【基金運用計画】

労働部長官は、会計年度ごと会計年度開始前までに基金運用計画を立てなければならない。

労働部長官が第1項の規定により基金運用計画を立てる際には、委員会の審議と経済企画院長官及び財務部長官との協議を経なければならない。これを変更しようとするときも同様である。

第26条【基金の用途】

基金は次の各号に規定する費用の支給に使用する。

1. 第6条の規定によるじん肺審査医に対する報酬
2. 第10条から第12条の規定による健康診断費用
3. 第37条の規定による慰労金
4. 子女奨学費用、生活館建設等じ

第4章 じん肺基金等

第1節 じん肺基金の運用 管理

第13条【基金運用計画】

法第25条第1項の規定による基金運用計画には、次の事項が含まなければならない。

1. じん肺基金(以下「基金」という)の収入及び支出に関する事項
2. 当該年度の事業計画 支出原因 行為計画及び資金計画
3. 前年度繰越資金の処理に関する事項
4. 積立金に関する事項
5. その他基金運用に必要な事項

第14条【基金の用途】

法第26条第5号の規定によりその費用を基金から支給することができる事業の範囲は、次のとおりである。(1990.12.15改正)

1. じん肺勤労者のための厚生福祉事業
2. 基金の管理
3. 法第5条第1項の規定による

第5章 じん肺基金等

第27条【基金の用途】

令第14条第1項第5号の規定により、その費用を基金から支給できる事業は次のとおり。(1986.6.27新設)

1. 法第20条第4項の規定による作業訓練の実施等、作業安定に必要な事業
2. 第11条第2項ないし第5項の

ん肺勤労者の生活及び職業安定に必要な費用

5. その他じん肺の予防及びじん肺勤労者の保護のため、大統領令が定める事業に必要な費用

委員会の運営

4. 法第45条の規定による非営利法人への業務委託
5. その他じん肺勤労者の保護のために特に必要と労働部長官が認める事業
法第26条第4号及び第1項の規定による事業に所要される費用の算定基準、支給手続等に関する必要な事項は労働部長官が定める。(1990.12.15改正)

産業災害補償保険法第41条【休業給与】

休業給与は、療養のため就業できなかった期間に対して支給されるが、1日当たり支給額は平均賃金の100分の70に相当する金額とする。ただし、就業できなかった期間が3日以内であるときはこれを支給しない。

規定による診断期間中の休業給与及び医療機関への移送料等、じん肺勤労者に対する支援事業

3. じん肺の予防のための研究事業

第1項各号の事業に所要される費用の算定基準及び支給手続は、じん肺審議会の審議を経て、労働大臣が定める。ただし、第1項第2号の規定による休業給与及び移送料はじん肺勤労者の申請により支給し、その支給基準は産業災害補償保険法第41条及び第40条第3項第6号の規定による休業給与及び移送料の支給基準による。

第2項ただし書の規定による休業給与または移送料の支給申請は、別紙第24号の2様式の休業給与支給申請書または別紙第24号の3様式の移送料支給申請書による。(1986.8.2新設)

第27条 【会計年度】

基金の会計年度は政府の会計年度による。

第28条 【基金の運用】

基金の運用においてはその収益が最大限になるようにしなければならず、次の各号の一つに該当する方法によりこれを運用しなければならない。

- 銀行法その他法律による金融機関への預託
- 国家または地方自治団体が発行する債券の買入れ
- 銀行法その他の法律による金融機関やその他大統領令が定める者がその支給を保障する債券の買入れ
- その他大統領令が定める方法

第15条 【基金の運用方法】

法第28条第3号で「その他大統領令が定める者」とあるのは、国家または地方自治団体をいう。

法第28条第4号で「その他大統領令が定める方法」というのは、じん肺勤労者の厚生福祉のための融資をいう。

第16条 【基金の運用管理】

基金は、現金会計の原則によって計理する。

基金の決算条剰余金があるときは、これを基金の積立金として積み立てることができる。

基金の積立金及び余裕金の運用に関して必要な事項は労働省令で定める。

第27条の2 【積立金及び余裕金の出納機関】

令第16条第3項の規定によるじん肺基金(以下(基金))というの積立金及び余裕金の出納に関する事務は、法第29条の規定により任命された基金出納公務員が担当する。(1986.8.27改正)

第28条 【積立金及び余裕金の運営及び出納指示等】

令第16条第3項の規定による積立金及び余裕金は、国債または公債の買入れや銀行法その他の法律による金融機関への預け入れによる方法で運用しなければならない。

労働大臣は、積立金及び余裕金を出納しようとするときには、出納指示書に次の事項を明示し、基金出納公務員に指示しなければならない。

1. 運用しようとする積立金及び余裕金の金額とその根拠
2. 買入れの国債または公債の発行期限とその種類
3. 預け入れる金融機関と預金の種類
4. 据え置きまたは預け入れ期間
5. その他運用に関して必要な事項

基金出納公務員は、第2項の規定による出納指示書によらなければ積立金及び余裕金を出納できない。

基金出納公務員は、積立金及び余裕金に属する現金を直接保管できない。

基金出納公務員は、現金出納簿を備え、その取り扱う積立金及び余裕金の出納状況を記録しなければならない。

第29条 【預託金計座の設置】

基金出納公務員は、第28条の規定により、積立金及び余裕金を労働大臣が指定する金融機関に預け入れようとするときには、出納公務員預入金計座を設置しなければならない。

第30条 【収入の処理】

基金出納公務員は、積立金及び余裕金の運用により収入が発生したときには、これを基金出納命令官に通知し、収入勘定に編入するようしなければならない。

第29条 基金の会計機関】

労働部長官は、所属公務員の中から基金の支出原因行為と基金の徴収に関する事務を担当する基金出納命令官と基金の出納及び支出に関する事務を担当する基金出納公務員を任命する。

会計関係職員等の責任に関する法律のうち、財務官と歳入徴収官に関する規定は基金出納命令官に、支出官と出納公務員に関する規定は基金出納公務員にこれを準用する。

第30条 基金勘定の設置】

労働部長官は、基金出納公務員に、韓国銀行にじん肺基金勘定を設置させなければならない。

第17条 基金出納命令官及び基金出納公務員の任命通知】

労働部長官は、法29条第1項の規定により、基金出納命令官及び基金出納公務員を任命したときは、監査院長、財政経済院長官及び韓国銀行総裁にこれを通知しなければならない。(1994.12.23改正)

第18条 基金勘定】

法第30条の規定による基金勘定は、韓国銀行本店に設置するようにしなければならない。

第1項の規定による基金勘定は、収入と支出を明確にするため、収入勘定と支出勘定を区分して設置する。

第19条 取引銀行の指定】

基金出納公務員は、その所在地にある韓国銀行(本店 支店及び国庫代理店を含む。以下同じ)を、その所在地に韓国銀行がない場合は近い距離にある韓国銀行を、それが発行する小切手の払い出し人(以下「取引銀行」という)に指定しなければならない。

第20条 基金収入金の収納手続】

基金出納公務員が基金の収入金を徴収しようとするときは、納付義務者にこれを韓国銀行の基金勘定に納入するよう告知しなければならない。

韓国銀行は、基金の収入金を収納したときは、納入者に領収証を

第31条 様式】

労働大臣は、基金運用に関して、予算会計法令による様式を使用できなかつたり、使用が困難なときには、これを別に決めて使用できる。

交付し、基金出納命令官に遅滞なく収納通知書を送付しなければならない。

韓国銀行は、第2項の規定により収納した基金の収入金を国庫金取扱手続に従って韓国銀行本店に設置されている基金勘定に集中させなければならない。

第21条 【基金の支出手続】

基金出納命令官が支出原因行為をしたときは、その支出原因行為に関する書類を基金出納公務員に送付しなければならない。

基金出納公務員が基金出納命令官の支出原因行為により基金を支出しようとするときは、取引銀行を払い出し人とする小切手を発行しなければならない。

基金出納命令官が支出原因行為をした後、不可避な事由で当該会計年度内に支出ができなかった金額がある場合は、次の年度に繰り越して支出できる。

第22条 【基金の支出原因行為限度額割り当て】

労働部長官は、第13条の規定による支出原因行為計画の範囲内で、各基金出納命令官に四半期別支出原因限度額を割り当てなければならない。

基金出納命令官は、第1項の規定により割り当てられた限度額を超過して支出原因行為をすることはできない。

第23条 【基金の支出限度額割り当て】

労働部長官は、第13条の規定による資金計画の範囲内で各基金出納公務員に月別支出限度額を割り当てなければならない。

労働部長官は、第1項の規定によって支出限度額を割り当てたときは、これを韓国銀行総裁に通知しなければならない。

第24条 【基金運用状況の報告】

基金出納命令官は、基金収入額報告書と基金支出原因行為額報告書を、基金出納公務員は基金支出額報告書を 毎月末日を基準日として作成し、翌月20日までに労働部長官に提出しなければならない。

労働部長官は、基金出納命令官及び基金出納公務員をして第1項の報告外に基金運用管理に必要な報告をさせることができる。

第25条 【基金の決算】

労働部長官は、毎年基金の決算に関する次の書類を作成し、次年度3月20日までに財政経済院長官に通知しなければならない。

(1994.12.23改正)

1. 運用計画対実績対比表
2. 収入及び支出計算書
3. 財産現況表
4. 年度別基金助成財源現況表

第26条 【別の法令の準用】

基金の運用管理に関して、法及びこの令に規定されていない事項に関しては、予算計画関係法令を準用する。

第2節 負担金徴収

第31条 【事業主負担金の算定】

第23条第1号の規定による事業主の負担金は、事業主が生産した生産物の量に負担金率を掛けた金額とする。

第1項の規定による負担金率は、基金に必要な収益金を酌量し労働部長官が関係長官と協議し、決定 告示する。

商工資源部長官は大統領令が定めるところにより、第1項の規定による負担金率の決定資料として、事業主別生産量を労働部長

第27条 【事業主別生産量の通報】

法第31条第3項の規定によって商工資源省大臣が行い、事業主別生産量の通報は、毎年生産された生産物を事業主別に区分 集計して行われるが、翌年4月末日までにしなければならない。

(1993.3.6改正)

法31条第2項の規定による負担率の決定 告示は第1項の規定による通報を受けた年の12月末日までにしなければならない。

官に報告しなければならない。

第32条【負担金の徴収決定】

労働部長官は、第31条の規定により負担金の徴収決定を行い、これを事業主に書面で通知し、30日以上納付期限を与えなければならない。

負担金は大統領令が定めるところにより分割納付できる。

第28条【負担金の徴収及び分割納付】

労働部長官が法32条第1項の規定による負担金徴収決定及び通知をする場合は、納付期限が3月末以前になるようにしなければならない。ただし、法第32条第2項の規定により分割納付させる場合は、分割納付期限が各々3月末、5月末、8月末、11月末になるようにしなければならない。分割納付金額は均等に配分されなければならない。

法32条第2項の規定による負担金の分割納付は、負担金が10万ウォン以上である場合に限り、できる。

法32条第2項の規定により負担金を分割納付しようとする者は、負担金を納付する毎年度1月末日までに労働部長官に申請しなければならない。

第32条【負担金の分割納付申請書等】

法第32条第2項及び令第28条第3項の規定による負担金の分割納付申請は別紙第25号様式による。

労働大臣は、第1項の申請を受けたときには、分割納付する金額等、分割納付に関して必要な内容を別紙第26号様式により申請人に通知しなければならない。

第33条【督促】

負担金の納入義務者が負担金を納付期限までに納付しなかったときには、10日以上を定め、文書で督促しなければならない。

第1項の規定により督促された者が、その納付期限までに負担金を納付しなかったときには、労働部長官は国税処分の例によりこれを徴収する。

第34条【延滞金の徴収】

労働部長官は、負担金の納付義務者が負担金の納付期限までにこれを納付しなかったときには、その金額100ウォンに対して1日5銭の範囲内で大統領令が定める比率で納付期間満了日の翌日から負担金の納付前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、大統領令が定める場合を除く。

第29条【延滞金の徴収】

法第34条の規定による延滞金の徴収比率は、負担金額100ウォンに対して一律5銭とする。

法第34条ただし書の規定により次の場合には延滞金を徴収しない。

1. 延滞金が1千ウォン未満である場合
2. 延滞に関してやむを得ない事

第33条【督促状】

法第33条第1項の規定による督促は別紙第27号様式による。

第35条 書類の送達】

負担金に関する書類の送達に関しては 国税基本法第8条から第12条の規定を準用する。

第36条 【欠損処分】

労働部長官は次の各号の一つに該当する事由がある場合には負担金を欠損処分することができる。

1. 滞納処分が終結し、滞納額に充当された配分金額がその滞納額に不足したとき
2. 第41条の規定により消滅時効が完成したとき
3. その他大統領令が定める事由があるとき

情があると労働部長官が認める場合

第30条 負担金の欠損処分】

法第36条第3号の規定によって欠損処分ができる事由は、次の各号の一つに該当する場合とする。

1. 滞納者の行方が不明で、財産がないと判明した場合
2. 滞納処分の目的物であるそう財産の見積もり価格が延滞金と滞納処分費に相当し、残りが生ずる余地がなく、滞納処分の執行を中止した場合
3. 労働部長官は、第1項第1号の規定によって欠損処分をしようとするときは、市 郡税務署及びその他期間に対してその行方または財産の有無を確認 調査しなければならない。但し滞納額が10万ウォン未満である場合はこの限りではない。

第36条の2 負担金徴収の優先順位】

事業主負担金その他この法による徴収金の徴収優先順位は 国税及び地方税の次とする。

第2節 じん肺慰労金の支給

第37条 【じん肺慰労金の種類と支給事由】

この法によるじん肺慰労金の種類は、次のとおりである。

1. 作業転換手当
2. 障害慰労金
3. 遺族慰労金

第1項第1号の作業転換手当は、勤労者が第20条の規定による作業転換となる場合に支給する。

第34条 【作業転換手当の申請】

法第37条第2項により作業転換手当の支給を受けようとする者は、別紙第28号様式の作業転換手当支給申請書を労働部長官に提出しなければならない。

第35条 【障害慰労金の申請】

法第37条第3項により、障害慰労金を支給しようとする者は、別紙第29号様式の障害慰労金支

第1項第2号の規定による障害慰労金は、じん肺により産業災害補償保険法による障害給与の対象となった勤労者が退職したり、退職した勤労者がじん肺により産業災害補償保険法による障害給与の対象となる場合に支給する。

第1項第3号の規定による遺族慰労金は、勤労者がじん肺により死亡し、その遺族が産業災害補償保険法による遺族給与の対象となった場合に支給する。

第1項第1号から第3号の慰労金は、勤労者やその遺族に支給するが、遺族の決定に関しては産業災害補償保険法第49条第2項の規定を準用する。

第38条 【慰労金の支給基準】

第37条第1項第1号の規定による作業転換手当は、勤労基準法による当該勤労者の平均賃金の70日分の範囲内で労働部令が定

給申請書を労働部長官に提出しなければならない。

第1項による申請書には、民法その他法令による損害賠償を受けていないことを確認する、別紙第30号様式の確認書を添付しなければならない。ただし事業主の行方不明その他やむない事情により損害賠償を受けていない事実の確認が不可能と労働部長官が認める場合には、この限りではない。

第36条 【遺族慰労金の申請】

法第37条第4項により、遺族慰労金の支給を受けようとする者は、別紙第31号様式の遺族慰労金支給申請書を労働部長官に提出しなければならない。

第1項による申請書には、民法その他法令による損害賠償を受けていないことを確認する別紙第30号様式の確認書を添付しなければならない。ただし、事業主の行方不明その他やむない事情で損害賠償を受けていない事実の確認が不可能だと労働部長官が認める場合には、この限りではない。

第36条の2 【支給慰労金の支給】

法第37条第1項ないし第4項の規定による慰労金を受ける者が死亡した場合に、彼が支給を受けなければならない、支給されていない慰労金を、法第37条第5項の規定による遺族が支給を受けようとするときには、別紙第32号様式の未支給慰労金支給申請書に、別紙第30号様式の確認書を添付し、労働部長官に提出しなければならない。

第37条 【作業転換手当支給基準】

法第38条第1項で「労働省令が定める金額」というのは、次の金額をいう。

1. 勤告による作業転換の場合に

じん肺の予防及びじん肺勤労者の保護等に関する法律・施行令・施行規則

める金額とする。

第37条第1項第2号の規定による障害慰労金は、産業災害補償保険法第4条第2号及び第38条第6項による当該勤労者の退職当時の平均賃金を基準に、産業災害補償保険法によるじん肺による障害補償一時金の100分の60に相当する金額とする。

第37条第1項第3号の規定による遺族慰労金は、産業災害補償保険法による遺族補償一時金の100分の60に相当する金額とする。

第39条【損害賠償請求権等との関係】

第37条第1項第2号及び第3号の規定による慰労金は、勤労者または遺族が民法其他法令による損害賠償請求に代え慰労金の支給を請求する場合に限り支給する。ただし、次の各号の場合には支給を請求できない。

1. 産業災害補償保険法第46条または第47条の規定により、障害特別給与または遺族特別給与を受けた場合
2. 事業主との合意により、じん肺による障害、退職または死亡に対する補償金を受けた場合。ただし、加重障害が発生した場合にはこの限りではない。

第5章 補則

第40条【譲渡等の禁止】

第37条の規定による慰労金を受け取る権利は、これを譲渡したり担保または差し押えの対象にすることはできない。

第41条【時効】

第23条第1号の規定による負担金を徴収する権利と第37条の規定による慰労金を受ける権利は、3年

は平均賃金の35日分に相当する金額(1989.10.12改正)

2. 指示による作業転換の場合には平均賃金の70日分に相当する金額(1989.10.12改正)

第38条【平均賃金算定の特例】

削除(1986.8.27)

第5章 補則

第6章 補則

第39条【事業主の助力】

第7条第1項の規定による作業環境測定代行決定通知書を送付された事業主は、作業環境測定代行機関が測定計画書の作成のため、予備調査をしたり測定作業をするにあたって助力を要請したときには、これに積極的に協力しなければならない。

事業主は、じん肺勤労者または

間行使されなければ消滅時効が完成する。

第42条【申告】

事業主がこの法またはこの法による命令に違反した事実がある場合は、勤労者はその事実を労働部長官に申告することができる。この時は事業主は申告を理由に当該勤労者に対して解雇その他不利益な処遇をしてはならない。

第43条【記録の保存】

事業主は、第9条ないし第11条の規定による健康診断結果の記録と胸部X線写真及び第20条第2項の規定による労働部長官の作業転換措置指示と処理結果に関する書類を7年間保存しなければならない。

第44条【報告 出席の義務】

事業主または勤労者は、この法の施行に関して労働部長官の要求がある場合は、遅滞なく必要な事項を報告したり出席 答弁しなければならない。

第45条【権限の委任】

労働部長官は、大統領令が定めるところによって、この法に規定された権限の一部を所属機関の長に委任したり非営利法人を指定し、委託することができる。

第31条【権限の委任 委託】

法45条の規定によって次の事項に関する労働部長官の権限はこれを管轄地方労働庁長または事務所長にそれぞれ委任する。
(1993.12.15改正)

1. 法第7条第1項の規定による作業環境測定代行者の指定
2. 法第7条第3項の規定による通知及び指示
3. 法第12条の規定による離職者健康診断の実施
4. 法第19条の規定による健康管理手帳の発給
5. 法第20条第2項の規定による作業転換措置の勧告または指示
6. 法第32条の規定による負担金の徴収決定及び分割納付
7. 法第33条の規定による負担金

その遺族が、じん肺慰労金の請求と関連して事業主の確認等助力を要請するときには、これに積極的に協力しなければならない。

- の納付督促及び滞納処分
8. 法第34条の規定による滞納金の徴収
 9. 法第36条の規定による負担金の欠損処分
 10. 法第37条の規定による慰労金の支給
 11. 法第44条の規定による報告または出席要求
 12. 法第51条の規定による過怠料の付加 徴収

労働部長官は、法第45条の規定によって負担金の納付通知、督促等負担金徴収に関する事務とじん肺慰労金の支給に関する事務を産業災害補償保険法による勤労福祉公団または法適用対象である鉱業の発展を目的に商工資源省大臣の認可を受けて設立された非営利法人に委託できる。

第32条 委託費用等】

労働部長官が第31条第2項の規定によって負担金の徴収またはじん肺慰労金の支給に関する事務を委託する場合、支給する委託費用を当該年度に徴収する負担金額の100分の3以内とする。

第1項の規定による委託事務の処理等に関して必要な事項は労働部長官が定める。

第46条 施行令】

この法施行に関して必要な事項は大統領令で定める。

第34条 施行規則】

この令の施行に関して必要な事項は労働省令で定める。

第6章 罰則

第47条 罰則】

次の各号の一つに該当する者は、1000万ウォン以下の罰金に処する。(1989.4.1改正)

1. 第9号ないし第11号の規定に違反し、健康診断を実施しない者
2. 第20条第1項の規定に違反し、じん肺にかかった者を粉じん

作業に従事させるために採用したり、第20条第2項の規定による労働部長官の作業転換措置指示に違反した者

3. 第21条の規定に違反し、勤労者の請求にかかわらず退職金を支給しない者、または退職金支給を理由に当該勤労者を解雇したり継続勤続年数の算定において当該勤労者に不利益な処遇をした者
4. 第42条の規定による申告を理由に勤労者に解雇その他不利益な処遇をした者

第48条【罰則】

次の各号の一つに該当する者は500万ウォン以下の罰金に処する。(1989.4.1改正)

1. 第7条第1項の規定による作業環境測定代行機関の作業環境測定を拒否妨害または忌避したり同条第3項の規定による作業環境改善指示に違反した者
2. 第15条第1項及び第3項の規定に違反し、健康診断の実施結果を虚偽に作成したり労働部長官または事業主に提出または送付しない者
3. 第20条第3項の規定に違反し労働時間短縮、作業場所変更等の措置をしない者

第49条【罰則規定】

法人の代表者や法人または個人の代理人 使用人その他の従業員が、その法人または個人の業務に関して第47条及び第48条の違反行為をしたときは、行為者を罰する他に、その法人または個人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第50条【過怠料】

次の各号の一つに該当する者に対しては500万ウォン以下の過怠料を科する。(1989.4.1改正)

1. 第7条第4項の規定による作

業環境改善に関する書類を虚偽に作成したり、これを3年間保存しない者

2. 第15条第2項の規定に違反し健康診断実施集計表を提出しない者
 3. 第43条の規定に違反し、個人別健康診断結果票、胸部X線写真及び作業転換に関する書類を提出しない者
- 第44条の規定による報告出席または答弁を拒否したり、これを妨害忌避または虚偽の報告をした者に対しては300万ウォン以下の過怠料を科する。
(1989.4.1改正)

第51条【過怠料の賦課 徴収手続】

第50条の規定による過怠料は、大統領令が定めるところにより労働部長官が賦課徴収する。

第1項の規定による過怠料処分に不服がある者は、その処分があることを知った日から30日以内に労働部長官に異議を提起することができる。

第1項の規定により過怠料処分を受けた者が第2項の規定により異議を提起したときは、労働部長官は遅滞なく管轄裁判所にその事実を通報しなければならない。その通報を受けた管轄裁判所は非訴事件手続法による過怠料の裁判をする。

過怠料処分を受けた者が第2項の規定による期間内に異議を提起せず、過怠料を納付しないときは、国税滞納処分の例によりこれを徴収する。

附則

第1条【施行日】

この法は1985年4月1日から施行する。ただし、第20条第2項第37条及び第38条の規定は1985年7月1日から施行する。

第33条【過怠料の賦課】

法第51条第1項の規定による過怠料の賦課は、当該違反行為を長と確認した後、違反事実を明示した過怠料納付通知書を過怠料処分対象者に送付することをもって行う。

労働部長官は、第1項の規定によって過怠料を賦課しようとするときは、過怠料処分対象者に口述または書面による意見陳述の機会を与えなければならない。この場合、指定された期日までに意見陳述がないときは意見がないものとみなす。

労働部長官は、過怠料の金額を定めるに当たっては、当該違反行為の動機とその結果等を酌量しなければならない。

附則

第1条【施行日】

この令は交付した日から施行される。

第2条【既に退職した者に対する平均賃金】

附則

第1条【施行日】

この規則は公布した日から施行する。

第2条【1985年度分の作業環境測定代行費用についての適用例】

第2条 【すでに退職した勤労者に対する慰労金支給等】

1985年3月31日以前に退職した勤労者で、じん肺を理由に産業災害補償保険法による障害給与を受けたり、受ける権利がある者に対しては、第12条の規定による離職者健康診断を実施する。

1985年6月30日以前に勤労者がじん肺により退職または死亡し、労災補償保険法による障害給与または遺族給与の支給事由が発生したときは、当該勤労者が1985年7月1日に退職または死亡したものとみて、第37条及び第38条の規定により障害慰労金及び遺族慰労金を支給するが、障害慰労金及び遺族慰労金の支給基準になる当該勤労者の平均賃金は大統領令で定める。

第2項の規定による障害慰労金及び遺族慰労金は1985年7月1日から1988年6月30日まで3年間分割して支給するが、障害慰労金及び遺族慰労金が100万ウォン未満である場合は、全額を1985年7月1日から1986年6月30日まで一時に支給することができる。

第2項の規定による障害慰労金及び遺族慰労金の支給に所用する金額中、1985年3月31日以前に勤労者が退職、死亡し、障害慰労金及び遺族慰労金の支給に所用する金額の2分の1は、石炭鉱業育成に関する臨時措置法第6条の規定による助成事業費から負担する。

労働部長官は、第4項の規定により助成事業費から負担する金額を動力資源省大臣に通報しなければならない。この場合、動力資源省大臣は通報を受けた日から30日以内にじん肺基金に負担金を納付しなければならない。

附則 (1989.4.1 法律第4112号)

法附則第2条第2項の規定による当該勤労者の平均賃金の算定は、統計法第2条の規定によって労働部長官が作成する1985年度労働統計調査報告書による賃金を基準にするが、その平均賃金の金額は同報告書による当該業種別1985年1月から3月までの月別賃金総額を合わせた金額を90で割った金額とする。ただし、退職または死亡当時の勤労者平均賃金が本文の規定によって算定した金額より高い場合は当該勤労者が退職または死亡する当時の平均賃金を適用する。

第3条 【1985年度分の負担金に関する適用例】

労働部長官は、第28条の規定にかかわらず、1985年度に徴収する負担金の算定基礎になる負担金率の告示はこの令の施行日から30日以内になければならない。

第28条の規定にかかわらず、1985年度及び1986年度に徴収する負担金の算定基礎になる事業主別生産量は1984年度生産量とし、動力資源省大臣は1984年度事業主別生産量の通報をこの令の施行日から10日以内になければならない。

労働部長官は、第29条第1項の規定にかかわらず1985年度に限って1985年6月30日が納付期限になるよう徴収決定及び通知をすることができる。この場合、法第32条第2項の規定によって分割納付させる場合は分割納付期限がそれぞれ6月末と9月末になるようになければならない。

1985年度に負担金を分割納付しようとする者は第29条第3項の規定にかかわらず1985年度5月末日までに労働部長官に申請しなければならない。

測定機関は、第8条第2項の規定にかかわらず、測定機関の指定を受けた日から30日以内に、1985年度に適用した測定項目別所要費用基準の承認を申請しなければならない。

第3条 【1985年度分の健康診断費用の決定告示についての適用例】

労働部長官は、第18条の規定にかかわらず、この規則の施行日から30日以内に、1985年度に適用する健康診断検査項目別所要費用基準を決定、告示しなければならない。

附則 (1989.8.27 労働省令第35号)

【施行日】

この規則は公布した日から施行する。

【休業給与及び移送料支給に関する適用例】

休業給与及び移送料の支給に関する第27条の改訂規定は、1985年7月1日以後に発生した休業または移送について適用する。

附則 (1989.10.12 労働省令第55号)

【施行日】

この規則は公布した日から施行する。

【勤労基準法適用勤労者についての平均賃金】

法律第412号じん肺の予防及びじん肺勤労者の保護等に関する法律の中で、改正法律附則第2条第1項の規定による当該勤労者の平均賃金算定は、統計法第2条の規定により、労働部長官が作成する1989年度労働統計調査報告書による月平均給与額を基準にし、その平均賃金の額は、同報告書当該業種の1989年度1月から3月までの月別給与と総額を合わせた金額を90で割った金額とする。

【様式についての経過措置】

この規則施行前に従前の規定に

じん肺の予防及びじん肺勤労者の保護等に関する法律・施行令・施行規則

第1条【施行日】

この法は公布した日から施行する。ただし、第37条及び第38条の改正規定は1989年6月1日から施行する。

第2条【労働基準法適用勤労者に対する経過措置】

この法施行日以前に退職した勤労者で、じん肺を理由に労働基準法の規定により障害補償または遺族補償を受けたり、受ける権利がある勤労者に対してもこの法を準用する。ただし、この法第38条による慰労金の支給基準になる障害補償一時金または遺族補償一時金は労働基準法を準用し、当該勤労者の平均賃金はこの法施行と同時に退職したこととみて、労働省令で定める。

第1項の規定による退職勤労者に対する慰労金は、1990年1月1日から1991年12月31日まで2年間均等償還することができる。

第3条【基金造成に伴う経過措置】

じん肺慰労金の支給のためのじん肺基金の財源として、石炭産業法による石炭産業の合理化と安定成長のための造成事業費の中で、1989年度から1991年度までは毎年20億ウオンを、1992年度には21億ウオンを負担するが、同期間中に追加負担事由が発生したときは、労働部長官と動力資源省大臣が金額及び負担時期に関して協議し同造成事業費として負担しなければならない。

より作成され使用中である別紙第24号様式は継続して使用するが、本籍欄は記入しない。

附則(1992.3.21労働省令第74号：産業安全保健法施行規則を改正)

第1条【施行日】

この規則は公布した日から施行する。

第2条～第9条 省略

附則(1995.4.29労働省令第79号：産業安全保健法施行規則を改正)

第1条【施行日】

この規則は1995年5月1日から施行する。

第2条～第6条 省略

産業保健基準に関する規則

(1990.7.23 労働部令第62号)
改正 1992.3.21 労働部令第76号
1994.3.29 労働部令第91号

第1編 総則

第1章 通則

第2章 基本的措置基準

第3章 作業場の管理基準

第4章 休憩施設等

第5章 救急用具

第6章 保護具

第7章 作業環境測定等

第2編 粉じんによる健康障害予防

第1章 通則

第33条 【定義】日本の粉じん則第2条に相当、以下同じ

この編で使用する用語の定義は次のとおり。

1. 「粉じん」とは、勤労者が作業する場所で発生または飛散する微細な粉末状の物質をいう。
2. 「粉じん作業」とは、別表1で定める作業をいう。
3. 「特定粉じん作業」とは、粉じん作業のうち、別表2で定める作業をいう。

別表1【粉じん作業の種類】(第33条第2項関係) 粉じん則別表1

1. 岩石等(湿潤な状態のものを除く。以下この表で同じ)を掘削する場所での作業(次の各号の一つで定める作業を除く)

- イ. 坑外の岩石等を湿式により試験する場所での作業
- ロ. 屋外の岩石等を動力または発破によらず掘削する場所での作業
2. 岩石 鉱物等を積み下ろしする場所での作業
3. 坑内で岩石等を破碎 粉碎または採掘する場所(水中作業を除く)やこれらを積み上げ、下ろす場所での作業
4. 坑内で岩石等を運搬する作業
5. 坑内で岩石等を充填したり、岩粉を散布する作業
6. 坑内の第1号ないし第3号または第5号の規定による場所と近接する場所で粉じんが付着または堆積している機械設備または電気設備を移設 撤去 点検または補修する作業
7. 岩石または鉱物を裁断 彫刻または仕上げする場所での作業(第14号の規定による作業と火炎を利用し裁断または製作する場所での作業を除く)
8. 研磨剤の吹付けによって研磨する場所や、研磨剤または動力を使用して岩石 鉱物または金属を研磨 鋳造または裁断する場所での作業(第7号の規定による作業を除く)
9. 動力を使用して岩石等 炭素原料またはアルミニウム箔を破碎・粉碎またはふるう場所での作業(第3号または第20号の規定による作業と、水または油の中で動力を利用して破碎 粉碎またはふるう場所の作業を除く)
10. セメント、飛散材、粉末状の鉱石、炭素原料または炭素製品を乾燥する場所や、積み上げたり下ろす場所での作業
11. 粉末状のアルミニウムまたは酸化チタンを包装する場所での作業
12. 粉末状の鉱石または炭素原料を原料または材料として使用する

る物質を製造 加工する工程において、粉末状の鉱石、炭素原料またはその物質を含有する物質を混合 混入または散布する場所での作業(第13号ないし第15号の規定による作業を除く)

13. ガラスまたはほうろくを製造する工程で原料を混合する作業や、原料または混合物を溶解炉に投入する作業(水の中で原料を混合する場所での作業を除く)

14. 陶磁器 耐火物 けいそう土製品または研磨剤を製造する工程で原料を混合または成形したり原料または半製品を乾燥したり、半製品を車に積込んだり積み上げる場所での作業や、釜の内部での作業(次の各号の一つに定める作業を除く)

イ. 陶磁器を製造する工程で原料を投入または成形し、半製品を完成したり製品を下ろしたり積み上げる場所での作業

ロ. 水の中で原料を混合する場所での作業

15. 炭素製品を製造する工程で炭素原料を混合したり成形し、半製品を炉に入れたり、半製品または製品を炉から取出したり製作する場所で作業

16. 鋳型を使って鋳物を製造する工程で鋳型を解体または砂落とししたり、鋳型砂を再生したり、混練したり、鋳造品等を削り取る場所での作業(第8号の規定による作業を除く)

17. 岩石等を運搬する岩石専用船の船倉内で岩石等を落とししたり一か所に集める作業

18. 金属その他無機物を製錬または溶融する工程で土石または鉱物を開放炉に投入 焼結 湯出または鋳込みする場所での作業(電炉で湯出する場所や金型を鋳込みする場所での作業を除く)

19. 粉末状の鉱物を燃焼する工程や、金属その他無機物を製錬また

産業保健基準に関する規則

は溶融する工程で、炉 煙道または煙突等に付着または堆積している鉱さいまたは灰を掻き出したり一か所に集めたり、容器にいれる場所での作業

20. 耐火物を利用した釜または炉等を築造または修理したり、耐火物を利用した火または炉等を解体または破砕する作業
21. 屋内 坑内 タンク 船舶 管または車両等の内部で金属を溶接または溶断する作業(屋内で自動溶接または溶断する作業を除く)
22. 金属を溶射する場所での作業

別表2【特定粉じん作業】(第33条第2項関係) 粉じん則別表2

1. 別表1第1号の規定による作業のうち、動力を使って坑内で岩石等を掘削する作業
2. 別表1第3号の規定による作業のうち、動力(手持ち式動力工具によるものを除く。以下この表において同じ)を使って岩石等を破砕 粉碎またはふるいわけける場所での作業
3. 別表1第3号の規定による作業のうち、岩石等をモックロードのような車両系建設機械で積込んだり下ろしたり積み上げたりする場所での作業
4. 別表1第3号の規定による作業のうち、岩石等をコンベア(移動式コンベアを除く)に積込んだり下ろす場所での作業
5. 別表1第7号の規定による作業のうち、動力を使って屋内で岩石または鉱物を彫り、または仕上げする場所での作業
6. 別表1第7号または第8号の規定による作業のうち、屋内で研磨剤の吹付けによって研磨したり岩石または鉱物を彫る場所での作業
7. 別表1第8号の規定による作業のうち、研磨剤及び動力を使って屋内で岩石 鉱物または金属を

研磨 鑄造または抽出する場所での作業

8. 別表1第9号の規定による作業のうち、動力を使用して屋内で岩石等 炭素原料またはアルミニウム箔を破砕 粉碎またはふるいわけける場所での作業
 9. 別表1第10号または第11号の規定による作業のうち、屋内でセメント、チタン、粉末状の鉱石、炭素原料、炭素製品、アルミニウムまたは酸化チタンを包装する場所での作業
 10. 別表1第12号の規定による作業のうち、屋内で粉末状の鉱石、炭素原料またはその物質を含有する物質を混合 混入または散布する場所での作業
 11. 別表1第13号ないし第15号の規定による作業のうち、屋内で原料を混合する場所での作業
 12. 別表1第14号の規定により耐火レンガまたはタイル製造する作業のうち、動力を使って屋内で原料(湿潤したものを除く)を成形する場所での作業
 13. 別表1第14号または第15号の規定による作業のうち、動力を使って屋内で半製品または製品を仕上げる場所での作業
 14. 別表1第16号の規定による作業のうち、屋内で鑄型をばらしたり、型ばらし装置を利用して砂型をこわしたり、砂落としをしたり、動力を使って砂を再生したり、混練したり、鑄ばりを削り取る場所での作業
 15. 別表1第22号の規定による作業のうち、屋内で手持ち式溶射機を用いないで金属を溶射する場所での作業
- 第34条【粉じん作業の適用除外】
=粉じん則第3条、 =粉じん則第7条2項

次の各号の一つに該当する作業で、注水または注油設備を備

え、注水または注油をしながら作業する場合は、この編の規定を適用しない。

1. 別表1第3号の規定による作業のうち、坑内の土石 鉱物または岩石(以下「岩石等」という)をふるう場所での作業
2. 別表1第7号の規定による作業
3. 別表1第8号の規定による作業のうち、動力と研磨剤を使って岩石 鉱物または金属を研磨したり、裁断する場所での作業
4. 別表1第9号の規定による作業のうち、次の各号の一つで定める作業
イ. 動力を使って岩石等または炭素を主成分とする原料をふるいわけける場所での作業
ロ. 動力を使って屋外で岩石等または炭素を主成分とする原料を破砕または粉碎する場所での作業
5. 別表1第16号の規定による作業のうち、砂等を再生する場所での作業
作業時間が短い粉じん作業や、6か月未満の期間にわたる粉じん作業において、事業主が勤労者に適切な呼吸用保護具を支給し、着用するようにするとき、この編の規定を適用しない。

第35条【特定粉じん作業の適用除外】1～6=粉じん則第3条、7=粉じん則第9条

次の各号の一つに該当する場合は、事業主が当該特定粉じん作業に従事する勤労者に適切な呼吸用保護具を支給し、着用するようにするときは、第37条の規定を適用しない。ただし、事業主は第4号ないし第7号の規定に該当する場合は換気装置による換気をしなければならない。

1. 臨時に特定粉じん作業を行う場合

2. 同一の作業場で作業時間が短い特定粉じん作業や、6か月未満の期間にわたる特定粉じん作業を行う場合
3. 使用前の直径が300mm未満である研削砥石を使って特定粉じん作業を行う場合（粉じん則第8条）
4. 破碎または粉碎の最大能力が毎時間20kg未満である破碎機または粉碎機を使って特定粉じん作業を行う場合
5. ふるい面積が700平方cm²未満であるふるいわけする機械を使って特定粉じん作業を行う場合
6. 内容積が18ℓ未満である呼吸器を使って特定粉じん作業を行う場合
7. 特定粉じん作業を行う作業場の構造、作業の性質等により第37条の規定を適用することが困難であると地方労働監督の長が認める場合（粉じん則第9条）

第2章 設備等の基準

第36条【換気装置の設備等】粉じん則第5・6条

事業主は、粉じん作業を行う屋内作業場（坑内を含む）に対しては、当該粉じん作業による粉じんを減らすために全体換気装置を設置し、換気を実施したり、これと同等以上の措置をしなければならない。

第37条【特定粉じん作業場所に対する設備】粉じん則第4条

事業主は、特定粉じん作業をする場所については粉じんの発散を防止するために次の表に定める区分による措置またはこれと同等以上の措置をしなければならない。

1. 特定粉じん作業場所（別表2第1号の規定による場所（衝撃式削岩機を使って掘削する場所に

限る）

措置 湿式型衝撃式削岩機使用

2. 場所（別表2第1号第3号及び第4号の規定による場所（別表2第1号の規定による場所においては衝撃式削岩機を使って掘削する場所を除く）

措置 湿潤した状態に維持するための設備の設置

3. 場所（別表2第2号の規定による場所

措置 1. 密閉された設備の設置。2. 湿潤した状態に維持するための設備の設置

4. 場所（別表2第5号第7号及び第13号の規定による場所

措置 1. 局所排気装置設置。2. 湿潤した状態に維持するための設備の設置

5. 場所（別表2第6号第8号第14号及び第15条の規定による場所（別表2第8号の規定による場所においてはアルミニウム箔を破碎・粉碎またはふるいわけする場所に限る）

措置 1. 密閉された設備の設置。2. 局所排気装置設置。

6. 場所（別表2第8号第10号及び第11号の規定による場所（別表第8号の規定による場所においてはアルミニウム箔を破碎・粉碎またはふるいわけする場所を除く）

措置 1. 密閉された設備の設置。2. 局所排気装置設置。3. 湿潤した状態に維持するための設備の設置

7. 場所（別表2第9号及び第12号の規定による場所

措置 局所排気装置設置

第38条【除じん装置の設置】粉じん則第10条

事業主は、第37条の規定によって設置する局所排気装置のうち、別表2第6号ないし第9号第14号及

び第15号の規定による特定粉じん作業場所（別表2第7号の規定による特定粉じん作業場所については同一の事業場当たり10個以上の特定粉じん作業場所がある場合に限る）に設置する局所排気装置には除じん装置を付設しなければならない。

第3章 設備の構造と性能等

第39条【局所排気装置の設置】粉じん則第11条

事業主は、第37条または第49条第1項ただし書きの規定により局所排気装置を設置するときは、次の各号で定めるところによる。

1. フードは粉じん発生場所ごとに設置し、外付け式フードの場合は当該粉じん発生場所から近い位置に設置すること
2. ダクトは可能な限り長さが短く、屈曲の数が少なく、適当な部位に清掃口を設置し、清掃しやすい構造にすること
3. 第38条の規定により除じん装置を付設する局所排気装置の排風機は除じんをした後の空気が通過する位置に設置すること（吸引された粉じんによる爆発の憂慮がなく、排風機の腐食または摩耗の憂慮がないときは、この限りではない）。
4. 排気口は屋外に設置すること（移動式の局所排気装置または別表2第7号の規定による特定粉じん作業場所に設置した局所排気装置に濾過除じん方式または電気除じん方式による除じん装置を付設するときは、この限りではない）。

第1項の規定による局所排気装置は労働部長官が定める制御風速を出すことができる性能を備えたものでなければならない。

第40条【除じん装置の要件】粉じん則第11条

事業主は、第38条の規定により除じん装置を設置するときは、次の表の区分による除じん方式またはこれと同等以上の性能をもった除じん方式による除じん装置を設置しなければならない。

1. 【粉じんの種類】ヒューム
除じん方式 電気除じん方式または濾過除じん方式
2. 【種類】ヒューム以外の粉じん
【方式】サイクロンによる除じん方式、スクラバによる除じん方式、濾過除じん方式または電気除じん方式

第4章 作業方法

第41条【湿式型衝撃式削岩機給水】粉じん則第15条

事業主は、第37条の規定による湿式型の衝撃式削岩機を利用し、特定粉じん作業を行っている間は、当該機器について十分な給水を行わなければならない。

第42条【設備による湿潤化】粉じん則第16条

事業主は、第37条または第49条第1項ただし書きの規定により粉じん作業場所を湿潤な状態に維持するための設備を設置した時は粉じん作業を行っている間、その設備を使用し、当該粉じん作業場所を湿潤な状態に維持しなければならない。

第43条【局所排気装置の稼働】粉じん則第12条

事業主は、第37条または第49条第1項但書きの規定により、局所排気装置を設置したときには、粉じん作業を行っている間、これを十分に稼働させなければならない。

第44条【除じん装置の稼働】粉じん則第14条

事業主は、第38条の規定により設置された除じん装置については、除じん装置と関連した局所排気装置が稼働している間、これを十分に稼働させなければならない。

第45条【自主検査】 = 粉じん則第17条、 = 粉じん則第21条

事業主は、第37条及び第38条の規定により設置した局所排気装置及び除じん装置については、法第36条の規定により毎年1回以上定期的に労働部長官が定める自主検査を実施しなければならない。

事業主は、第1項の規定による自主検査結果、異常を発見したときは、即時補修その他必要な措置をしなければならない。

第46条【自主検査の記録保存】粉じん則第18条

事業主は、第45条の規定により自主検査を実施したときは、第64条の規定により、次の各号の事項を記録保存しなければならない。

1. 検査年月日
2. 検査方法
3. 検査場所
4. 検査結果
5. 検査を実施した者の氏名
6. 補修その他必要な措置をしたときはその措置内容

第47条【使用前点検等】 = 粉じん則第19条、 = 粉じん則第21条

事業主は、局所排気装置及び除じん装置を設置した後、初めて使用するときや、局所排気装置及び除じん装置を分解して改造または修理をした後、初めて使用するときは、次の各号で定めるところに応じて使用前に点検をしなければ

ならない。

1. 局所排気装置
イ. ダクト及び排風機の粉じん堆積状態の点検
ロ. ダクトの接続部のゆるみの有無の点検
ハ. 吸気及び排気能力の点検
ニ. その他局所排気装置の性能を維持するために必要な事項の点検
 2. 除じん装置
イ. 除じん装置内部の粉じん堆積状態の点検
ロ. 濾過除じん装置においては濾材の破損有無の点検
ハ. 除じん装置の粉じん処理能力の点検
ニ. その他除じん装置の性能を維持するために必要な事項の点検
事業主は第1項の規定による点検の結果、異常を発見したときは、即時清掃・補修その他必要な措置をしなければならない。(粉じん則第21条)
- 第31条第3項の規定は、第1項の規定による点検及び第2項の規定による措置に関して、これを準用する。

第48条【清掃の実施】粉じん則第24条

事業主は、粉じん作業を行う屋内作業場について毎日作業時刻前清掃をしなければならない。

事業主は、粉じん作業を行う屋内作業場の床・壁及び設備と第25条の規定による休憩施設が設置されている場所の床等(屋内の場合に限る)については、堆積した粉じんを除去するために毎月1回以上定期的に真空掃除機を用いたり、水洗する等、粉じんが飛散しない方法で清掃をしなければならない。ただし、粉じんが飛散しない方法で清掃を行うことが困難な場合で、当該清掃作業に従事する勤労者に適切な呼吸

用保護具を支給し、着用させたときは、この限りではない。

第6章 保護具

第49条【呼吸用保護具の着用】粉じん則第27条

事業主は、別表3の規定による作業に勤労者を従事させる場合(第37条の表に該当する場合を除く)は、当該作業に従事する勤労者に適切な呼吸用保護具(別表3第5号の規定による作業勤労者を従事させるときは送気マスクまたは空気呼吸器に限る)を支給し着用させなければならない。ただし、当該粉じん作業場所を密閉する設備または局所排気装置を設置したり、当該粉じん作業場所を湿潤した状態に維持するための設備を備え、稼働する等必要な措置をしたときは、この限りではない。

勤労者は、第34条第2項、第35条、第48条第2項ただし書き及び第1項の規定により事業主から呼吸用保護具の着用を指示されたときは、当該呼吸用保護具を着用しなければならない。

第30条第2項の規定は、第1項の規定による呼吸用保護具にこれを準用する。

別表3【呼吸用保護具を支給しなければならない粉じん作業】(第49条関係)粉じん則別表3

1. 別表第1号の規定による作業のうち、坑外で衝撃式削岩機を用いて掘削する作業
2. 別表第2号または第3号の規定による作業のうち、屋内または坑内で岩石等を積み込んだり下ろしたりする場所での作業
3. 別表第5号の規定による作業
4. 別表第6号の規定による作

業

5. 別表第7号の規定による作業のうち、屋内または坑内で、手または運搬しやすい動力工具を用いて岩石または鉱物を裁断または彫る作業
6. 別表第7号または第8号の規定による作業のうち、屋外で研磨材の吹き付けにより研磨したり、岩石または鉱物を彫る作業
7. 別表第8号の規定による作業のうち、屋内、坑内、タンク、船舶、管または車両等の内部で、手または運搬しやすい動力工具(研磨材を用いたものに限る)を用いて岩石、鉱物または金属を裁断する作業
8. 別表第8号または第9号の規定による作業のうち、屋内または坑内で動力手持ち式工具を用いて岩石等、炭素原料またはアルミニウム箔を破砕または粉碎する作業
9. 別表第9号の規定による作業のうち、セメント、飛散材、粉末状の鉱石または炭素原料を粉碎またはふるいわけの作業や、炭素製品を乾燥するための乾燥設備の内部に入る作業や、屋内でこれらの物質を下ろす作業
10. 別表第14号の規定による作業のうち、原料または半製品を乾燥するために乾燥設備または釜の内部で行う作業
11. 別表第15号の規定による作業のうち、半製品を炉に入れたり、半製品または製品を炉から出すために炉の内部で行う作業
12. 別表第16号の規定による作業のうち、鋳型ばらし装置を用いない鋳型の解体または砂落としや動力によらない鋳物砂を再生したり、動力手持ち式工具を用いて鋳ばり等を削り取る作業
13. 別表第17号の規定による作業
14. 別表第19号の規定による作

業のうち、炉、煙道または煙突等に付着または堆積している鉱さいまたは肺を掻き集めたり、容器にいれる作業

15. 別表第20号及び第21号の規定による作業
16. 別表第22号の規定による作業のうち、手持ち式溶射機を用いて金属を溶射する作業

第7章 作業環境測定

第50条【作業環境測定等】粉じん則第25条

事業主は、第33条第2号及び第3号の規定による作業を行う屋内作業場については、法第42条の規定により6月に1回以上定期的に当該作業場の空気中の粉じん濃度を測定しなければならない。

第31条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による測定にこれを準用する。

第3編 鉛に関する健康障害予防

第4編 4 アルキル鉛に関する健康障害予防

第5編 有機溶剤に関する健康障害予防

第6編 特定化学物質に関する健康障害予防

第7編 酸素欠乏に関する健康障害予防

第8編 高気圧に関する健康障害予防

附則

産業安全保健法施行規則

(1992.3.21 労働部令第63号)
 改正 1992.3.21 労働部令第74号
 1993.1.18 労働部令第81号
 1994.3.29 労働部令第89号
 1995.4.29 労働部令第97号
 1995.11.23 労働部令第103号

第5編 勤労者の保健管理

第1章 作業環境の測定

第93条 【作業環境測定対象作業場等】

法(注 産業安全保健法)第42条第1項で「労働部令が定める作業場」というのは、次の各号の作業場をいう。

1. 粉じんが顕著に発散される屋内作業場(坑内を含む。以下同じ)
2. 鉛業務を行う屋内作業場
3. 四アルキル鉛業務を行う屋内作業場
4. 有機溶剤業務を行う屋内作業場
5. 特定化学物質等を取り扱う屋内作業場
6. 酸素欠乏の危険がある作業場
7. 強烈な騒音が発生する屋内作業場
8. 光熱 寒冷または多湿な屋内作業場
9. コークスを製造または使用する作業場(1992.3.21改正)
10. その他労働部長官が定める有害化学物質を取り扱い、または製造する屋内作業場

第1項各号の規定による作業場の範囲、作業環境測定の内容・回数その他作業環境測定に關して必要な事項は保健規則(注 産業保健基準に關する規則)で定めるところによる。ただし、測定回数等に關しては作業場の作業環

境状態等を考慮し、労働部長官が告示するところによりこれを調整することができる。

(1992.3.21改正)

第1項各号の規定による作業場の範囲、作業環境測定の内容・回数その他作業環境測定に關して必要な事項は、保健規則で定めるところによる。ただし、有害物質の露出基準、測定回数の調整等評価基準に關して必要な事項は労働部長官が定め、告示する。

(1995.11.23改正)

第94条 【作業環境測定結果の報告】

事業主は、法第42条第1項の規定により作業環境を測定したときは、測定を完了した日から60日以内に管轄地方労働官署の長に報告しますが、上半期の測定結果は当該年度8月15日まで、下半期の測定結果は次年度2月15日までに報告しなければならない。(1992.3.21改正)

第95条 【指定測定機関の人員 施設基準】

令(注 産業安全保健法施行令)第32条の3の規定による指定測定機関の人員と施設基準は別表12のとおり。(1995.11.23改正)

別表12 【指定測定機関の人員 施設及び設備基準】(第95条関係)

1. 人員基準

イ. 測定対象事業場150か所未満
 (1) 産業衛生管理技術者1人以上
 または産業衛生管理技士1級を取得した後作業環境測定実務経歴2年以上である者1人以上

(2) 教育法による大学またはこれと同等以上の学校で産業保健学・環境工学 衛生工学 薬学 化学または化学を専攻した者1人以上

(3) 産業衛生管理技士2級以上である者1人以上

ロ. 測定対象事業場300か所未満

(1) 産業衛生管理技術士1人以上
 または産業衛生管理技士1級を取得した後、作業環境測定実務経歴2年以上である者1人以上

(2) 教育法による大学またはこれと同等以上の学校で産業保健学・環境工学 衛生工学 薬学 化学または化学を専攻した者1人以上

(3) 産業衛生管理技士1級1人以上

(4) 産業衛生管理技士2級2人以上

ハ. 測定対象事業場300か所以上500か所未満

(1) 産業衛生管理技術士1人以上
 または産業衛生管理技士1級を取得した後、作業環境測定実務経歴2年以上である者1人以上

(2) 教育法による大学またはこれと同等以上の学校で産業保健学・環境工学 衛生工学 薬学 化学または化学を専攻した者2人以上

(3) 産業衛生管理技士1級以上である者1人以上

(4) 産業衛生管理技士2級以上である者3人以上

ニ. 測定対象事業場500か所以上であるときは、事業場が150か所追加されるごとに「イ項」の人員基準外に産業衛生管理技士2級以上である者2人以上を追加保有しなければならない。

2. 施設基準 (作環測規則54-2告示)
 作業環境測定準備及び分析実験室

3. 設備基準

イ. 粉じん 特定化学物質 有機溶剤及び有害ガスの試料採取機

ロ. 光電分光光度計

ハ. 検知管方式によるガスまたは蒸気の濃度測定器

ニ. 天秤(0.01以下まで測定可能なもの)

ホ．騒音測定器
 へ．乾燥機及びデシケーター
 ト．純水製造機(二次蒸留用)・ドラフトチェンバー及び化学実験台
 チ．簡易粉じん測定器
 リ．大気の濃度 湿度、気流、高熱及び照度等を測定できる機器
 ス．酸素濃度測定器
 ル．ガスクロマトグラフィ
 ラ．原子吸光度計または流度結合プラズマ
 ワ．局所排気施設性能試験装備 スモークテスター、聴音機または聴音棒、電熱抵抗計、表面温度計または超(？)温度計、低圧プローブがついた熱線風速計、回転機(R.P.M.測定器)
 カ．分析を行うにあたって有害物質を排出するおそれがある場合、排気または排液処理のための設備
 コ．次の各号の一つに該当する有害因子を分析しようとする場合は、該当設備またはこれと同等以上の性能をもつ設備
 (1) トルエンジソシアネイト(TDI) 等イソシアネイト化合物：高速液体クロマトグラフ(HPLC)
 (2) 遊離けい酸(SiO₂) X線回折分析機または赤外線分光分析機
 (3) 石綿 位相顕微鏡及び石綿分析に必要な付属品
 4．事業場付属機関に対する人員・施設 設備基準の特例
 イ．人員基準
 (1) 産業衛生管理技士1級以上である者1人または産業衛生管理技士2級を取得した後、作業環境測定実務経歴2年以上である者1人以上
 (2) 教育法による大学または同等以上の学校で産業保健学、環境工学、衛生工学、薬学、化学または化学工学を専攻した者1人以上(ただし測定対象事業場に実験室分析が必要でない有害因子だけが発

生するときは、除外できない)
 ク．施設基準 作業環境測定準備または分析実験室
 八．設備基準 当該事業場や測定対象事業場の有害因子測定、分析に必要な装備

第96条【指定測定機関の指定手続等】

令第32条の4第1項の規定により指定測定機関の指定を受けようとする者は、別紙第4号様式の指定測定機関指定申請書に次の各号の書類を添付して、測定をしようとする地域を管轄する地方労働官署の長に提出しなければならない。ただし、事業場付属機関の場合は測定機関に指定を受けようとする事業場の所在地を管轄する地方労働官署の長に提出しなければならない。(1995.11.23改正)

1. 定款
2. 定款に代わる書類(法人でない場合に限る)(1992.3.21新設)
3. 法人登記簿謄本(1992.3.21改正)
4. 法人登記簿謄本に代わる書類(法人でない場合に限る)(1992.3.21新設)
5. 別表12の規定による人員基準に該当する者の資格と採用を証明できる書類(1992.3.21改正)
6. 建物登記簿謄本 建物賃貸借契約書写本その他事務室の保有を証明できる書類と施設 設備明細書(1992.3.21改正)
7. 最初の1年間の測定事業計画書(事業場付属機関の場合は、測定対象事業場の名簿及び最終作業環境測定結果書写本)(1995.11.23改正)
8. 削除(1995.11.23)
 第18条第2項ないし第5項の規定は指定測定機関についての指定書の交付 指定を受けた事項の変更 指定書の返納等に関して

これを準用する(95.11.23改正)

第97条【指定の取消等】

削除(1995.11.23)

第97条の2【指定測定機関の程度管理】

作業環境測定を実施する機関は、労働部長官が告示するところにより、程度管理を受けなければならない。(1992.3.21新設)

第97条の3【有害因子別作業環境専門研究機関の指定】

労働部長官は、作業場の有害因子による勤労者の健康保護及び作業環境管理方法等に関する専門研究を促進するために必要だと認める場合は、有害因子別作業環境専門研究機関を指定し、予算の範囲内で必要な支援をすることができる。(1994.3.29改正)

第1項の規定による有害因子別作業環境専門研究機関の指定基準等に関して必要な事項は労働部長官が定める。(1994.3.29改正)

第97条の4【健康診断の区分】

法第43条の規定により事業主が実施しなければならない健康診断は、その実施時期及び対象を基準に採用時健康診断、一般健康診断、特殊健康診断及び臨時健康診断で区分する。(1992.3.21新設)

第2章 勤労者の健康診断

第98条【定義】

この章で使用する用語の定義は次の各号のとおり。

1. 「採用時健康診断」とは、法第43条第1項の規定により勤労者を新規に採用するときに事業主が実施する健康診断をいう。
2. 「一般健康診断」とは、法第43

条第1項の規定により常時使用する勤労者に対して定期的に実施する健康診断をいう。

3. 「特殊健康診断」とは、次の各号の一つに該当する業務に従事したり、従事するであろう勤労者に対して事業主が実施する健康診断をいう。(1992.3.21改正)

イ. 保健規則第6条第1項各号の規定による騒音発生場所で行う業務

ロ. 保健規則第33条第2号及び第3号の規定による粉じん作業または特定粉じん作業

ハ. 保健規則第51条第5号の規定による鉛業務

ニ. 保健規則第96条第5号の規定による四アルキル鉛等の業務

ホ. 保健規則第117条第6号の規定による有機溶剤業務

ヘ. 保健規則第148条第1号の規定による特定化学物質等取扱業務

ト. 保健規則第213条第1号の規定による高压室内作業、同条第2号の規定による潜水作業その他以上気圧下での業務

チ. その他有害光線、強烈な振動等が発生する場所で行う業務

4. 「臨時健康診断」とは、法第43条第4項の規定により騒音、粉じん、振動、鉛、四アルキル鉛、有機溶剤及び特定化学物質等による疾病症状がある勤労者または当該因子に曝露したり、取り扱いと関連する疾病にかかった勤労者が多数発生した場合、その勤労者及び当該因子に曝露したり取り扱う別の勤労者に対して中毒の有無、疾病の罹患の有無または疾病の原因等を発見するために管轄地方労働官署の長の指示または保健規則が定めるところに従って事業主が臨時に実施する健康診断をいう。(1995.11.23改正)

第99条【健康診断の実施時期等】

事業主は、勤労者を採用するときは、作業に配置する前に採用時健康診断を実施しなければならない。ただし、別の事業場で当該年度中に採用時健康診断、一般健康診断または特殊健康診断を受け、健康診断個人票またはその写本を提出した勤労者に対しては採用時健康診断を実施しなくてもよい。(1992.3.21改正)

事業主は、常時使用する勤労者のうち、事務職に従事する勤労者に対しては2年に1回以上、その他勤労者に対しては1年に1回以上一般健康診断を実施しなければならない。

事業主は、第98条第3号八目ないしホ目の一つに該当する業務に従事する勤労者に対しては、採用時、当該業務に配置転換時及び6月に1回以上定期的に特殊健康診断を実施しなければならない。ただし、当該事業場の作業環境及び職業病有所見者の発生の有無によって、労働部長官が実施時期を告示する事業場の勤労者に対しては、この限りではない。(1992.3.21改正)

事業主は、法第43条第1項の規定により第98条第3号イ目・ロ目・目及びチ目に該当する業務に従事する勤労者に対しては採用時、当該業務配置転換時及び1年に1回以上定期的に特殊健康診断を実施しなければならない。

次の各号の一つに該当する法令の規定により健康診断を実施した事業主は、その勤労者に対してこの規則による一般健康診断を実施したものと見なす。

(1995.11.23改正)

1. 公務員及び私立学校教職員医療保険法
2. 航空法
3. 公衆衛生法

4. 食品衛生法(食品接客業に限る)

5. 医療保険法(95.11.23新設)
第5項の規定による場合の他に、別の法令の規定により同じ項目の健康診断を実施した場合には、当該項目に限り、この規則による検査を省略することができる。(1992.3.21新設)

第99条の2【健康診断実施計画書の提出】

削除(1995.11.23)

第99条の3【健康診断実施時期の調整】

削除(1995.11.23)

第99条の4【健康診断実施時期の明示】

第99条第2項ないし第4項の規定により一般健康診断または特殊健康診断を実施しなければならない事業主は、定期的な健康診断実施時期を安全保健管理規定または就業規則に明示しなければならない。

第100条【検査項目】

採用時健康診断の第1次健康診断検査項目(以下「検査項目」という)は次の各号のとおり。(1992.3.21改正)

1. 過去病歴、作業経歴及び自覚・他覚症状(視診、触診、聴診及び問診)
2. 血圧、血糖、尿酸、尿蛋白及び貧血検査
3. 体重、視力及び聴力
4. 腎臓、色覚、血液型
5. 胸部X線間接撮影
6. 血清GOT及びGPT、総コレステロール
7. 歯科検査(欠損歯、歯*疾患、歯牙酸蝕症)

一般健康診断の第1次検査項目は次の各号のとおり(1992.3.21改正)

1. 過去病歴、作業経歴及び自覚・他覚症状（視診 触診 聴診及び問診）
2. 血圧 血糖 尿糖 尿蛋白及び貧血検査
3. 体重 視力及び聴力
4. 胸部X線間接撮影
5. 血清 GOT 及び GPT、GPT 及び総コレステロール

第1項の規定による第1次検査項目のうち、血糖、総コレステロール及び GPT は労働部長官が別に定める勤労者に対して実施する。(1992.3.21 改正)

第1項及び第2項の規定による検査の結果、疾病の確認が困難な場合は、第2次健康診断を受けなければならない。第2次健康診断の範囲 検査項目 方法及び時期等は労働部長官が別に定める。(1992.3.21 改正)

特殊健康診断の第1次検査項目は、別表13のとおり。ただし、同表の規定による第2次検査項目は検査の結果、疾病の確認が困難な者に限り検査し、労働部長官が別に定めるところにより第1次検査項目に第2次検査項目の一部を統合して検査する場合は、第2次検査項目の検査をしない。(1992.3.21 改正)

臨時健康診断の検査項目は別表13の規定による検査項目のうち、労働部長官が別に定める検査項目とする。(1992.3.21 改正)

健康診断の検査方法その他必要な事項は労働部長官が別に定める(1992.3.21 改正)

別表13 有害因子別特殊健康診断検査項目】

- イ. 有機溶剤 (省略)
- ロ. 特定化学物質 (省略)
- ハ. 金属及び重金属 (省略)
- ニ. 粉じん
 1. 鉱物性粉じん
 - [1次健康診断検査項目] 1. 作

業経歴調査 / 2. 呼吸困難 せき・痰 胸の痛み又は血痰などの自覚症状及び息の音 循環器障害などの他覚的所見に対する過去病歴及び現在症状調査 / 3. 胸部X線直接撮影

[2次健康診断検査項目] 1. 作業条件調査 / 2. 胸部X線検査 (特殊撮影検査を含む) / 3. 呼吸困難 心悸亢進 せき 喀痰又は胸の痛みなどの自覚症状、呼吸異常有無 / 4. 循環器障害 (血圧など) の他覚的所見に関する現在症状調査 / 5. 結核 慢性気管支炎 肺炎・喘息又は心臓疾患などの過去病歴及び経過調査 / 6. 喀痰検査 (結核菌検査など) / 7. 肺機能検査 (排気量測定 換気力学検査 ガス交換機能検査又は負荷検査など) / 8. 心電図検査 / 9. 動脈血酸素飽和度測定検査 / 10. その他医師が必要と認める検査

2. 石綿又は同物質を5%以上含む物質

[1次健康診断検査項目] 1. 作業経歴調査 / 2. 呼吸困難 せき・痰 胸の痛み又は血痰などの自覚症状及び呼吸音 (捻発音など) 循環器障害などの他覚的所見に対する過去病歴及び現在症状調査 / 3. 喫煙習慣又は発がん性物質への曝露などに対する調査 / 4. 接触性皮膚炎など皮膚異常所見の有無 / 5. 胸部X線直接撮影

[2次健康診断検査項目] 1. 作業条件調査 / 2. 胸部X線検査 (特殊撮影検査を含む) / 3. 呼吸困難 心悸亢進 せき 痰又は胸の痛みなどの自覚症状及び体重減少・貧血 脈拍異常 呼吸異常 循環器障害又はばち状指などの他覚的所見に関する現在症状調査 / 4. 細気管支炎 気管支拡張症又は肺気腫などの過去病歴及び経過調査 / 5. 肺機能検査 (排気量測定・換気力学検査 ガス交換機能検査又は負荷検査など) / 6. 心電図検査

7. 動脈血酸素飽和度測定検査 / 8. 必要時は痰の石綿小体検査 喀痰細胞学的検査 気管支鏡検査 胸腔鏡検査又は縦隔鏡検査など / 9. その他医師が必要と認める検査

3. 綿を扱う業務に従事する労働者

[1次健康診断検査項目] 1. 作業経歴調査 / 2. 呼吸困難 せき・痰 胸の痛み又は咳などの自覚症状及び息の音 循環器障害などの他覚的所見に対する過去病歴及び現在症状調査 / 3. 上記自覚・他覚所見が月曜日にひどくなるかどうかの調査 / 4. 喫煙習慣 気管支炎 気管支喘息 肺炎又は慢性肺疾患などの過去病歴及び現在症状調査 / 5. 肺機能検査 (努力性肺活量 1秒率)

[2次健康診断検査項目] 1. 作業条件調査 / 2. 月曜日の症状などについての精密なアンケート調査 / 3. 月曜日の勤務前と後における1秒量測定 / 4. 必要時、2日以上休務後の1秒量測定 / 5. 胸部X線直接撮影 / 6. その他医師が必要と認める検査

ホ. 物理的因子 (省略)

第101条 【健康診断費用】

法第43条第6項の規定による健康診断の検診費用は、医療保険法で定めた基準による。(1995.11.23 改正)

第102条 【健康診断機関の指定要件】

一般健康診断機関または特殊健康診断機関の指定要件は、医療法による医療機関であり、別表14の規定による人員 施設及び設備を備えた者とする。

第103条 【指定の申請】

法第43条第6項の規定により一般健康診断機関または特殊健

健康診断機関の指定を受けようとする者は、別紙第4号様式の健康診断機関指定申請書に、次の各号の書類を添付して、管轄地方労働官署の長に提出しなければならない。(1992.3.21改正)

1. 医療法による医療機関開設申告書(注 済 証写本または開設許可証写し(1995.11.23改正))
2. ~ 4. 削除(1995.11.23)
5. 別表14の規定による人員基準に該当する者の資格と採用を証明できる書類(1992.3.21改正)
6. 建物登記簿謄本 建物賃貸借契約書写し、その他事務室の保有を証明できる書類と、施設 設備明細書(1992.3.21改正)
7. 最初の1年間の健康診断事業計画書(1992.3.21改正)

第18条第2項および第5項の規定は、健康診断機関に対する指定書の交付 指定された事項の変更 指定書の返納等に関して、これを準用する。(1995.11.23改正)

健康診断機関の指定方法 管轄地域等その他健康診断機関の指定 管理に必要な事項は、労働部長官が別に定める(1995.11.23改正)

第103条の2【健康診断機関の程度管理】

健康診断機関は、労働部長官が告示するところによって程度管理を受けなければならない。(1992.3.21新設)

第103条の3【有害因子別特殊検診 専門研究機関の指定】

労働部長官は、作業場の有害因子に関する専門研究を促進するために必要と認める場合は、有害因子別特殊検診専門研究機関を指定し、予算の範囲内で必要な支援ができる。(1994.3.29新設)

労働部長官は、第1項の規定に

よる支援業務等を公団に代行させることができる。

(1995.11.23新設)

第1項の規定による有害因子別特殊検診専門研究機関の指定基準等に関して必要な事項は、労働部長官が定める。

(1995.11.23改正)

第104条【健康診断機関の指定の取消等】

労働部長官は、健康診断機関が次の各号の一つに該当するときは、その指定を取消したり、3月以内の機関を定めてその業務の指定を免ずることができる。(1995.11.23改正)

1. 虚偽、その他不正な方法で指定を受けたとき
2. 指定された事項に違反し、健康診断業務を行ったとき
3. 第100条の規定による検査項目を漏落させたり、労働部長官が定めた検査方法を順守しないとき
4. 第102条の規定による指定要件に満たないとき
5. 第103条の2の規定による程度管理を受けないとき
6. 第105条第1項の規定による健康診断個人票を虚偽に作成したとき
7. 検診費用を不当に徴収したり、無資格者によって健康診断を実施したとき
8. その他法または法による命令に違反したとき

第105条【健康診断結果の報告等】

健康診断機関が健康診断を実施したときには、その結果を別紙第20号及び第21号(1)ないし別紙第21号(13)様式の健康診断個人票に記録し、健康診断実施日から30日以内にこれを事業主に送付しなければならない。この場合、疾病有所見者に対しては、

上の期間内に当該勤労者にも健康診断個人票を送付しなければならない。

事業主は、第1項の規定による健康診断個人票を送付されたときは、法第43条第3項の規定により、遅滞なく勤労者にこれを通報し、勤労者の健康を維持するために必要だと認めるときには、法第43条第5項の規定による措置をしなければならない。ただし、採用時健康診断の場合は、この限りではない。(1995.11.23改正)

事業主は、第1項の規定による健康診断個人票を送付された時には、法第43条第3項の規定により遅滞なく別紙第22号Q様式の健康診断結果票を作成し、健康診断の確認を受け、管轄地方労働官署の長にこれを報告しなければならない。ただし、採用時健康診断の場合はこの限りではない。(1992.3.21改正)

事業主は法第43条第2項ただし書きの規定により勤労者が健康診断結果を証明する書類を提出したときは、遅滞なく別紙第22号(1)様式及び別紙第22号Q様式の健康診断結果票を、別に作成し、管轄地方労働官署の長に報告しなければならない。(1992.3.21改正)

健康診断機関は健康診断(採用時健康診断を除く)を実施した結果、職業病有所見者が発見されたときは、遅滞なく労働部長官が定める職業病有所見者発生報告書を管轄地方労働官署の長に提出しなければならない。

第106条【健康診断審議会】

労働部長官は、第100条の規定による検査項目、方法、その他健康診断に関する専門家の意見を聞くために、産業保健に関する学識と経験が豊富な者20人以内によって勤労者健康診断審議会

を構成 運営できる。

(1995.11.23改正)

第92条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による勤労者健康診断審議会の委嘱と任期に関してこれを準用する。

(1995.11.23改正)

第1項の規定による勤労者健康診断審議会の機能及び運営等に関して必要な事項は労働部長官が別に定める。(1995.11.23改正)

第107条【健康診断結果の保存】

事業主は、第105条第2項の規定により送付された健康診断票、同条第3項及び第4項の規定により作成した健康診断結果票及び法第43条第2項ただし書きの規定により勤労者が提出した健康診断結果を証明する書類は、5年間保存しなければならない。ただし、労働部長官が告示する発がん性確認物質を取り扱う勤労者に対する健康診断結果書類は30年間保存しなければならない。(1995.11.23改正)

第3章 健康管理手帳

第108条【健康管理手帳の交付対象業務】

法第44条第1項の規定により、勤労者の離職時、健康管理手帳(以下「手帳」という)を交付しなければならない対象業務は、次の各号のとおり。(施行令23)

1. ベータ-ナフチルアミン及びその塩(同物質を含有する重量の比率が1%を超える製剤を含む)を製造したり、取扱う業務
2. ベンジジン、塩酸塩(同物質を含有する重量の比率が1%を超える製剤を含む)を製造したり、取り扱う業務
3. 石綿を製造したり取扱う業務(1994.3.29改正)

4. ビス-(クロロメチル)エーテル(同物質を含有する重量の比率が1%を超える製剤を含む)を製造したり取り扱う業務

5. ベンゾトリクロリドを製造(太陽光線による塩素酸化反応により製造する場合に限る)したり取り扱う業務

6. 塩化ビニルを重合する業務または密閉されていない遠心分離機を用いてポリ塩化ビニル(塩化ビニルの共重合体をいう)の懸濁液から水を分離させる業務

7. クロム酸・重クロム酸及びこれらの塩(同物質が含有される重量の比率が1%を超える製剤を含む)を製造(鉱石から製造する場合に限る)したり取り扱う業務

8. 三酸化ひ素を製造する工程において焙焼または精製をしたり砒素が含有された重量の比率が3%を超える重量の製錬する業務

9. 製鉄用コークスまたは製鉄用発生炉ガスを製造する業務(コークス炉またはガス発生炉の上部での業務またはコークス炉に近接して行う業務に限る)

10. ベリリウム及びその化合物(同物質が含有される重量の比率が1%を超える物質に限る)またはその他ベリリウム含有物質(ベリリウムが含有される重量の比率が3%を超える物質に限る)を製造したり取扱う業務

11. 保健規則第33条第3号の規定による特定粉じん作業に係る業務

第109条【健康管理手帳の交付】

法第44条第1項の規定による健康管理手帳は、第108条各号の一つの業務に従事した勤労者で、次の各号の一つの要件に該当する者が、当該事業場を離職するときに該当勤労者の申請により公団が交付する。(1994.3.29改正)(則53)

1. 第108条第1号または第2号の規定による業務に3か月以上従事した者

2. 第108条第3号ないし第5号の規定による業務に3年以上従事した者

3. 第108条第6号のないし第7号の規定による業務に4年以上従事した者

4. 第108条第8号の規定による業務に5年以上従事した者

5. 第108条第9号の規定による業務に6年以上従事した者

6. 第108条第10号の規定による業務に従事した者のうち、両肺野にベリリウムによる慢性結節性陰影がある者

7. 第108条第11号の規定による業務に3年以上従事した者のうち、胸部X線写真上じん肺があると認められる者(じん肺の予防及びじん肺勤労者の保護等に関する法律の規定により健康管理手帳を交付された者を除く)(1992.3.21改正)

第1項の規定により申請をしようとする者は、別紙第23号様式の健康管理手帳交付申請書に同項各号の一つに該当する事実を証明する書類及び写真2枚を添付して公団に提出しなければならない。(1994.3.29改正)

第2項の規定による交付申請を受けた公団は、当該勤労者の離職当時の事業主に対して、当該勤労者の健康診断個人票を提出させ、これにしたがって手帳を作成し、交付しなければならない。(1994.3.29改正)

第110条【健康管理手帳の様式】

法第44条第3項の規定による手帳の様式は別紙第24号(1)及び別紙第24号(2)様式による。

第111条【健康診断の勧告】

公団は、手帳を交付された当該勤

労者（以下「手帳所持者」という）に対して健康診断の受診その他健康保護のために必要な措置を勧告することができる。（94.3.29改正）（則55）

第112条【健康管理手帳の提出】（則57）

手帳所持者は、健康診断を受けるときは、当該健康診断を実施する医療機関に手帳を提出しなければならない。

第1項の規定により健康診断を実施する医療機関は、手帳所持者に対する健康診断実施結果をその手帳に記録しなければならない。

第105条第5項の規定は第2項の規定による医療機関に関してこれを準用する。（1992.3.21新設）

手帳所持者に対する健康診断の実施方法、その他必要な事項は労働部長官が別に定める。（1992.3.21新設）

第113条【健康管理手帳の用途】

手帳所持者が産業災害補償保険法施行令第29条の規定により療養給与を申請する場合は、手帳の提出をもって同災害に関する医師の初診所見書の提出に代えることができる。（1995.4.29改正）

第114条【健康管理手帳の再交付等】（則59）

手帳所持者が手帳を紛失または毀損した場合は、すみやかに別紙第23号様式の健康管理手帳再交付申請書を公団に提出し、手帳の再交付を受けなければならない。（1994.3.29改正）

手帳を毀損した者が、第1項の規定による申請をするときは、当該申請書にその手帳を添付しなければならない。

手帳所持者は、手帳の再交付を受けた後、紛失した手帳を発見したときは、すみやかに公団に返還するかこれを廃棄しなければならない。（1994.3.29改正）

手帳所持者が住所を変更した場合は、その変更があった日から30日以内に別紙第23号様式の健康管理手帳記載内容変更申請書に当該手帳を添付して公団に提出しなければならない。（1994.3.29改正）（則58）

第115条【手帳の返還】

手帳所持者が死亡したときは、当該手帳所持者相続人または法的代理人は、遅滞なく当該手帳を公団に返還しなければならない。（1994.3.29改正）